

## 旭川市議会議録 第4号

○令和7年12月10日（水曜日）	20番 中野 ひろゆき
開議 午前10時00分	21番 えびな 安信
散会 午後 3時50分	22番 高橋 ひでとし
	23番 菅原 篤明
	24番 佐藤 さだお
○出席議員（34名）	25番 石川 厚子
1番 横山 啓一	26番 能登谷 繁
2番 いしかわ まさき	27番 高見 一典
3番 笠井 まなみ	28番 金谷 美奈子
4番 あべ なお	29番 高花 えいこ
5番 中村 みなこ	30番 中村 のりゆき
6番 江川 あや	31番 安田 佳正
7番 上野 和幸	32番 松田 卓也
8番 植木 だいすけ	33番 福居 秀雄
9番 小林 ゆうき	34番 杉山 允孝
10番 駒木 おさみ	
11番 皆川 ゆきたけ	
12番 たけいし よういち	
13番 石川 まさゆき	
14番 沼崎 雅之	
15番 まじま 隆英	
16番 高橋 紀博	
17番 品田 ときえ	
18番 塩尻 英明	
19番 高木 ひろたか	

## ○説明員

市長	今津 寛介
副市長	中村 寧
副市長	菅野 直行
副市長	榎井 正将
総合政策部長	熊谷 好規
総合政策部市長室長	土岐 尚義
行財政改革推進部長	浅利 豪
地域振興部長	三宅 智彦
総務部長	和田 英邦
防災安全部長	内村 充彦
市民生活部長	樽井 里美
福祉保険部長	川邊 仁
福祉保険部保険制度担当部長	高田 敏和
健康保健部長	山口 亮
環境部長	太田 誠二
経済部長	三宮 樹
農政部長	林 良和
土木部長	富岡 賢司
教育長	野崎 幸宏
学校教育部長	坂本 考生
社会教育部長	田村 司
水道事業管理者	佐藤 幸輝
病院事業管理者	石井 良直
市立旭川病院事務局長	木村 直樹
監査委員	大鷹 明

## ○事務局出席職員

議会事務局長	稻田 俊幸
議会事務局次長	林上 敦裕
議事調査課長補佐	小川 智之
議事調査課長補佐	浅海 雅俊
議事調査課主査	信濃 孝美
議事調査課書記	朝倉 あゆみ
議事調査課書記	桐山 未悠

## ○会議録署名議員

8番	植木 だいすけ
22番	高橋 ひでとし

## ○議事日程

日程第 3 議案第 2 号  
日程第 3 議案第 3 号  
日程第 3 議案第 4 号  
日程第 3 議案第 5 号  
日程第 3 議案第 6 号  
日程第 3 議案第 7 号  
日程第 3 議案第 8 号  
日程第 3 議案第 9 号  
日程第 3 議案第 10 号  
日程第 3 議案第 11 号  
日程第 3 議案第 12 号  
日程第 3 議案第 13 号  
日程第 3 議案第 14 号  
日程第 3 議案第 15 号  
日程第 3 議案第 16 号  
日程第 3 議案第 17 号  
日程第 3 議案第 18 号  
日程第 3 議案第 19 号  
日程第 3 議案第 20 号  
日程第 3 議案第 21 号  
日程第 3 議案第 22 号  
日程第 3 議案第 23 号  
日程第 3 議案第 24 号  
日程第 3 議案第 25 号  
日程第 3 議案第 26 号  
日程第 3 議案第 27 号  
日程第 3 議案第 28 号  
日程第 3 議案第 29 号  
日程第 3 議案第 30 号  
日程第 3 議案第 31 号  
日程第 3 議案第 32 号  
日程第 3 議案第 33 号  
日程第 3 議案第 34 号  
日程第 3 議案第 35 号  
日程第 3 議案第 36 号  
日程第 3 議案第 37 号  
日程第 3 議案第 38 号

日程第3 議案第39号

日程第4 報告第1号

日程第5 一般質問について

---

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問について（駒木おさみ議員、高橋ひでとし議員、江川あや議員、上野和幸議員、沼崎雅之議員）
-

○議長（福居秀雄） ただいまから、開会いたします。

本日の出席議員は全員でありますので、これより前日に引き続き会議を開きます。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議録署名議員には、8番植木だいすけ議員、22番高橋ひでとし議員の両議員を指名いたします。

---

○議長（福居秀雄） ここで、事務局長から報告をいたします。

○議会事務局長（稻田俊幸） 御報告申し上げます。

議事日程について、本日の議事日程は前日の続行でありますので、その朗読は省略いたします。  
以上。

---

○議長（福居秀雄） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第5、一般質問を行います。

前日に引き続き、順次、質問を許します。

駒木議員。

（駒木議員、質疑質問席に着席）

○駒木おさみ議員 皆様、おはようございます。

公明党の駒木おさみです。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

市民とともに育む持続可能な公園づくり及び景観づくりについてお伺いします。

公園の維持管理等の現状と方向性についてお伺いします。

旭川市は、約1千800件の遊具の修繕課題がありますが、対応できているのは約6割にとどまり、4割が未修繕のまま残されています。草刈りなども含めて、持続可能な運営が難しい状況です。景観や安全性の低下は、市民の利用意欲や地域の魅力にも影響します。こうした課題を乗り越えるためには、行政だけではなく、市民や企業が一体となって、自分たちの公園を守り育てるという意識を広げていく必要があると考えています。

旭川市は、公園維持管理を財政面と市民参加の両方から未来のまちづくりにどう位置づけているのか、お聞きしていきたいと思います。

最初に、本市が管理する公園の数と整備の状況についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 富岡土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 本市が管理する公園につきましては、令和7年3月末現在、438か所ございまして、面積は約809ヘクタールとなっております。

公園の種類につきましては、旭川市都市公園条例に規定されておりまして、常磐公園や神楽岡公園など規模の大きい総合公園から、主に地域の街区に居住する方の利用を目的とする小規模な街区公園まで、規模や用途により様々な公園がございます。

また、公園整備の現状でございますが、老朽化した遊具の更新と併せ、永山中央公園や花咲スポ

ーツ公園などで更新事業を進めております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 公園には憩い、防災、交流などの多様な役割があります。持続可能な維持管理のために、市民ニーズや社会情勢を踏まえ、市民協働の公園づくりを進めることが重要であります。

旭川市は、財政面、市民参加の両面から持続の可能性をどのように位置づけているのか、その見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 公園には様々な機能や役割がございますが、議員の御指摘のとおり、公園の維持管理を持続可能なものとするためには、社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえ、公園の将来の在り方を検討した上で、利用実態や地域住民をはじめとした市民の意見をお聞きしながら、多くの市民の皆様に積極的に参加していただける官民協働の公園づくりを進めていくことが重要と考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ネーミングライツ制度の導入についてお伺いします。

これまでネーミングライツとしてのイメージである公園全体だけではなく、ベンチやトイレ、遊具などの個別施設にスポンサーや寄附者の名前をつける仕組みを導入することで、維持管理費の一部を補いながら地域愛着を育むことができると考えています。特に、ベンチについては、寄附者のメッセージ入りプレートを設置するなど、市民の思いを形にする新しい手法を取り入れができるのではないか。

例えば、横浜市では、ネーミングライツを活用して年間数千万円の規模の財源を確保し、大和市では、公園にスポンサーを募る制度を導入しています。企業支援と市民利用が結びついた成功例となっています。世田谷区では、寄附ベンチ制度を通じて市民の思いを形にし、地域交流や防災機能強化にもつなげています。この事例は、財政の負担の軽減と市民参加による愛着形成を同時に実現しています。

そこで、ベンチなどの個別施設へのネーミングライツ導入の考え方についてお示しください。

また、永山中央公園においては、改修工事が現在進んでいます。公園名にネーミングライツを導入することの考え方についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） ベンチなどの公園施設へのネーミングライツの導入につきましては、広告効果や利用者の増加等が想定され、一定のネーミングライツ収入が期待できる施設であることなど、本市のガイドラインに基づき、対象施設の選定を検討する必要がございます。

現在、再整備を進めている永山中央公園のネーミングライツ導入につきましては、改修整備の完了後に、まずは希望する企業等がいるのか、需要の把握を行う必要があると考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 永山中央公園の大改修に当たり、新たに生まれ変わる意味合いを込めて新名称に変えてはどうかとの御提案を地域の住民の方からいただいています。例えば、その名称を小中学校の児童生徒からアンケートなどで募集することも一つの方法だと思いますので、様々に御検討をしていただけたらと思います。

次に、市民の理解と共感を広げ、主体的な参画を支える取組について伺います。

次世代に向けては、旭川で住み続けたい、子育てがしたいと思っていただけるまちづくりをするならば、公園のインフラ整備が欠かせません。移住者が定住するためにも、地元住民を交えたコミュニティー形成を官民連携で支援する必要があります。市民とともに未来に残すべき公園を育てる姿勢を本市が明確に示すことで、参加意欲を高める第一歩になります。

現在、使用禁止のままでは、安全面や衛生面でも地域の皆様の不安が増すばかりではないかと思います。雑草が生い茂り、児童生徒の背丈くらいになれば、不安に感じることもあります。防犯のための対策も講じなければなりません。予算を明確に整理し、優先順位を上げると同時に、市民参加型の公園づくりの企画やアイデアを募ってはいかがでしょうか。

公園の修繕が半数程度以上追いついていない現状を改善するために、市民参加型の資金調達や協働の仕組みを進めるとしたらどのような構築ができますか、お伺いします。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　市民参加型の資金調達や協働の仕組みについてでございますが、個人や団体からいただいた寄附を花株購入費などに充当しているほか、公園施設に対する寄附の申出があった際にベンチなどの施設更新を行っている事例があり、今後も御協力の申出をいただいた場合は同様の対応を行ってまいりたいと考えております。

また、公園施設の修繕に係る市民参加型の資金調達につきましては、これまで本市では実績はございませんが、有益な取組と認識しておりますので、今後、他都市の事例も参考しながら、本市に適した手法を調査、検討してまいります。

○議長（福居秀雄）　駒木議員。

○駒木おさみ議員　ある地域の公園づくりを前向きに進めている町内会があります。花壇づくりや清掃活動を10年以上続けて地域の結束を強めています。役員のメンバーの皆様は、G4と名づけて活動し、ラジオ体操を冬も通年を通して行い、健康増進と併せて交流を深めています。その終えた後のジンギスカンやビールを楽しみにしているということを聞き、その生きがいが一人、また一人へと波及が広がっているように感じています。

こうした取組から、その公園には、少し離れた地域からであっても、子どもたち同士が呼び寄せながら集まるように、生まれ変わった公園になりました。地域の子どもたちを地域で育てるという、その心を体現されている公園であります。

こういった公園の修繕が追いついていない現状などでは、公園のあずまやが使用禁止のまま10年放置をされ、ようやく最近、撤去がされました。公園指定管理の方が雪下ろし作業をされながら安全が守られてきました。早期に撤去できることなどにより、こういった人件費がかさむこともあります。予算等の見直しも必要になるのではないでしょうか。

こうした老朽化の対策はほかにも見受けられます。

樹木管理では、造園屋さんの樹木医の方から、落葉樹を丸坊主にしてしまうという事例をお聞きしました。交通などの妨げを理由に丁寧に剪定を実施してくださることは分かります。そのため安易に伐採するのではなく、海外のオーストラリアのように、落ち葉はみんなで掃除をするという発想も参考にすべきではないでしょうか。まちの風景を育てる観点も大切です。

また、ほかには、町内の小さい会館がなくなり、あずまやのある公園に集っていたという地域も

あります。そのあずまやが撤去されて、集まる場所がないという町内の悲鳴にも似た声がございます。その公園に関わる活動は地域の誇りであり、行政としてもそういった協働をさらに強化していくことが大切であります。

公園は、小さな社会の縮図であります。町内会の所管部局は市民生活部であります、こういった発信を土木部と情報共有することも市民へ向けた啓発活動につながります。公園の維持管理費削減に向けた方向性として、地域住民や団体との協働を強化する取組について確認をさせてください。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　公園の維持管理に関する地域活動につきましては、今後もボランティアによる協力をお願いしたいと考えておりますが、この取組を継続していくためには、現在のボランティアの方から様々な意見を伺い、やりがいを感じられ、気軽に参加できる仕組みづくりを再構築するなど、付加価値を高めていくための検討が必要であると考えております。

○議長（福居秀雄）　駒木議員。

○駒木おさみ議員　地域の住民が主体的につくり上げていく発想への転換が求められていると思います。

地域ごとに求められる形は様々であります。このまちの未来を市民の誇りとするために、公園の環境整備に対して、意識啓発や参加促進の施策を行政として計画し、市民力を高める方向性を示すべきではないでしょうか、見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化し、公園に求められるニーズも多様化する中で、公園の改修整備に当たっては、単に同一機能による再整備を行うのではなく、地域住民のほか、緑や自然、子育てに関する専門家などを含むワークショップの実施を通じて、より多様な声を計画に反映できるよう、整備の検討プロセスの充実に既に取り組んでいるところでございます。

また、こうした取組と併せ、公園づくりを市民の誇りとしていくためには、様々な地域イベントの場として広く活用していただける仕組みをつくり、より多くの市民に親しんでいただける公園としていくことが重要と考えております。

○議長（福居秀雄）　駒木議員。

○駒木おさみ議員　公園は憩いの場であります。道路工事と違い、使用禁止の場合、トラロープや三角コーンなどの設置により立入禁止は理解できますが、安全に公園を御利用いただくための注意などの表記、周知について、景観を損ねているのではないかと思う公園もあります。そういう整備を進めていく中で状況の改善を図っていただきたいと思います。

雑草対策と安全面では、車道と歩道の間の雑草は十分な草刈りが行き届かず、自転車走行道路の交通妨害や事故につながるおそれがあります。その都度、土木事業所に相談の連絡をしましたら、市民の声を大切に迅速に対応してくださってはいますが、車道と歩道の間の雑草は全市的に広がっています。この先増え続けると、とても心配です。もしかしたらヒグマが出てくるかもしれません。

今後の対応の強化について、見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄）　土木部長。

○土木部長（富岡賢司）　道路の雑草対策につきましては、交通量の多い中央分離帯等において、

縁石に樹脂塗膜を形成する防草対策などを一部の路線で実施しておりますが、費用が高額であるほか、除排雪作業に伴う樹脂塗膜の破損なども見受けられるなど、恒久的な対策の難しさを実感しているところでございます。

しかし、道路の雑草対策は、安全性の確保や町並みの景観づくりにもつながる取組でございますので、これまでの対応を継続しつつ、効果的な対策について、引き続き調査、検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 特に、子育て世帯が長く住み続けるためには、先ほども申し上げましたが、公園のインフラ整備が欠かせません。地域住民を交えた交流につながります。共働き世帯の増加の中で、放課後児童クラブの後や預かり保育の後に親子との時間を楽しみにしていますという御家庭もあります。一緒に過ごす、たった僅かな時間のかけがえのない宝の時間です。壊れたら修繕は行政がするという従来の流れを少しでも変えていきませんか。10年後、20年後を見据え、市民主体で地域の公園づくりを進める本気度を高めるべきと思っています。

施設の修繕が追いついていない状況で、現在、公園のスリム化を検討されていると聞いています。どのような計画があり、市民の公園への思いをどのように反映していくのか、改めてお伺いします。

市民とともにづくり上げていく、また、市民が誇りと思えるような環境が整った公園としていくことが重要と考えます。見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 土木部長。

○土木部長（富岡賢司） 公園施設のスリム化につきましては、公園施設長寿命化計画のほか、来年度改定を予定しております第2次旭川市緑の基本計画の中で、公園機能の再編や再配置について検討を進めているところでございます。

また、公園の整備に当たりましては、先ほども答弁させていただきましたが、地域の住民をはじめとした市民主体のワークショップを開催して、参加者が様々な意見を出し合い、検討していただいた内容を整備計画に反映させているところでございますけれども、今後は、整備後の維持管理を含め、将来にわたって市民とともにづくり上げていく公園の在り方についても検討の項目に加えて、市民協働の公園づくりの強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ありがとうございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、地域振興部にお伺いします。

景観づくりについてですが、今年度も買物公園で幻想的なイルミネーションが点灯され、中心部に人を引きつける新たな魅力にもなっていますが、30周年を迎えた今回は、これまでのあさひかわ街あかりイルミネーションから、ユキノワアサヒカワと新たな名称とし、デザインも一新され、特に旭川デザインシステムを取り入れて設置されたモニュメントの前には、写真を撮るために多くの人が足を止めるなど、中心部の観光スポットになっています。新しくポジティブな変化の象徴にも見えています。

改めて、ここ数年でイルミネーションの数はどの程度増えてきたのか、また、今年、新たな名称やデザインを工夫することで、中心部の景観づくりにより一層寄与するものになったと思いますが、市の認識についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） ユキノワアサヒカワは、本市をはじめ、商店街や観光団体など多くの関係者で構成する実行委員会により、旭川の冬の魅力を象徴するイベントとして、毎年、買物公園など中心市街地において実施しております。

また、ここ数年間では、市といたしましても、市長の指示を踏まえて、内容の充実に主体的な役割を担い、電球の数が令和4年度の14万球から令和6年度には23万球と充実が図られ、今年度からは、新たな名称とともに、選択と集中による旭川らしい特徴的なデザインを導入しているところであり、今後、さらに買物公園を中心としたエリアへの来街や滞在を促進する、魅力ある都市空間の形成に寄与することを期待しております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ユキノワアサヒカワは、旭川の冬景色を背景とした特徴ある景観づくりに寄与しているものであります、全国では、例えば熊本空港など、地名をデザインにしたモニュメントが新たな景観スポットとして注目をされています。

北海道内においては、このようなモニュメントを市町村単位で設置している事例はありますでしょうか、把握している範囲で、導入されているケースがあればお伺いします。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 地名などがデザインされた文字モニュメントの設置状況につきまして、確認できた範囲で申し上げますと、北海道内では、釧路市や苫小牧市、ニセコ町などにおいて自治体や観光協会等が設置している事例がございます。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 文字モニュメントを設置することのメリットとしては、一年中、いつでもフォトスポットとして訪れることができる点にあると思われますが、本市で設置がされれば、冬の夜間限定のユキノワアサヒカワとはまた違った魅力を備えた景観スポットになり得ると思います。また、それが旭川市の旗印として注目を浴びるのではないかというふうに考えています。

また、こうした財源を検討する上で、自治体が全て負担をするものではなく、市民が参加し、市民の意思で設置することが、景観づくり、ひいては旭川市民の皆様がつくり上げるまちづくりにおいて重要と考えています。

この場合、市民が参加するための資金確保の手法として、クラウドファンディングが考えられますが、クラウドファンディングの活用について本市の見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 地名などがデザインされた文字モニュメントが仮に本市で設置された場合につきましては、地域の魅力を発信するフォトスポットの一つとなり、また、ユキノワアサヒカワの開催期間においては、そうした冬の景観づくりも加わることで一定の相乗効果も期待できるものと考えております。

また、まちづくりを進める上でのクラウドファンディングの活用につきましては、多くの方にホームページ等を通じて事業の趣旨等を共有することで、当事者としての意識の向上が図られたりするほか、行政主体の財源に依存せず、市民や企業など民間資金により財源が確保できるなど、有効な手段であると認識しております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 魅力ある景観づくりに向けて、市民参加によるモニュメントの設置は有効的な手段になるものと思います。

特に、旭川空港や旭川駅北広場については、国内はもとより、海外を含めた多くの方が往来します。本市を代表する場所、歓迎する意味合いを込めて、こうした場所にこそ旭川らしいモニュメントの設置を目指してはいかがでしょうか。

新たな景観スポットとなり、にぎわいづくりなどにも寄与できるものと考えますが、本市の認識をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 旭川空港は、国内外から多くの方が来訪される場所であり、旭川駅北広場は、都市機能や交通結節機能が集積する中心市街地において、多くの市民や観光客などが往来する場所となっているところです。これらの場所にモニュメントを設置することは、訪れた方の記憶に残るシンボルになり得るものと考えておりますが、その設置に当たりましては、場所の選定や周辺景観との調和、安全性の確保、設置後の維持管理など、実現に向けた課題は多く、総じて、要するコストに対し、得られる効果の検証など、総合的な検討が必要になるものと認識しております。

今後、こうした課題意識も踏まえながら、魅力ある景観づくりによるまちづくりの推進に向けて、効果的な取組や手法など、様々に検討を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ありがとうございます。ぜひとも、前向きに進めていただけたらと思います。

次に、不登校児童生徒の支援について質問に入ります。

近年、不登校児童生徒の数は右肩上がりに増加しています。

その背景には、多様な要因が存在し、子どもたち一人一人の置かれた状況や御家庭を支援することが最重要であると認識をしています。

さらに、親が子どもの面倒を見るために仕事を辞めざるを得ない不登校離職もあり、親子ともに苦しむ状況を防ぐ必要があります。当事者家族の心を軽くできるような支援も極めて重要であります。こうした深刻な課題に対応するためには、まず、現状を正確に把握することが不可欠であります。

そこで、本市における過去5年間の不登校児童生徒の推移についてお示しください。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の小中学校における不登校児童生徒数については、過去5年間で申し上げますと、令和2年度が430人、令和3年度が535人、令和4年度が732人、令和5年度が585人、令和6年度が530人となっております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 過去5年間の推移を見ますと、直近2年間は減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移をしており、不登校は依然として深刻な課題であります。

専門家からは、いじめの低年齢化やコロナ禍における環境変化などが要因として指摘をされており、また、教室に入りづらいなど、不登校傾向にある児童生徒は全体の1割程度にも上ると言われ

ています。現在の数値は氷山の一角にすぎず、今後さらに増加する可能性があるとの見解も示されています。このような状況を踏まえれば、数値の増減にとどまらず、子ども一人一人の状況に応じた多様な学びの場を確保し、継続的な支援体制を強化していくことが不可欠であります。

そこで、本市の教育支援センター、ゆっくらすについて伺います。

通所している児童生徒数はどの程度でしょうか、また、具体的にどのような支援を受けていますか、お示しください。

○議長（福居秀雄）　学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生）　旭川市教育支援センター、ゆっくらすには、現在、不登校及びその傾向にある児童生徒45人が通所しております。

通所児童生徒は、家庭や学校、関係機関と連携しながら、カウンセリングや教育相談、体験活動のほか、ICTを活用した遠隔による学習などを通じ、心の居場所づくりや学校への登校再開、社会的自立に向けた支援を受けております。

○議長（福居秀雄）　駒木議員。

○駒木おさみ議員　家庭や学校、関係機関と連携をしながら登校再開や社会的自立へと歩みを進める姿は、地域全体で子どもを支える取組の象徴であり、優しい心の居場所づくりは、今後さらに充実させさせていくべき大切な支援であります。

私は、今年の第2回定例会において、子どもの幸せを最優先する社会を実現するための施策推進について一般質問を行い、不登校児童生徒の安心や健やかな育みに向けた旭山動物園との連携について伺いました。

病気や家庭の事情、不登校などの理由により登校できていない子どもたちも含め、全ての子どもたちに対し、旭山動物園を活用し、オンライン授業において動物本来の姿を見せる行動展示や飼育員との触れ合いを取り入れるなど、ゆっくらすや通所できない不登校児童生徒に向けた取組が可能かをお聞きしたところであります。

その際、生き物との触れ合いや生態の学びは、映像による疑似体験であっても情操教育に有用であるとの認識が示され、ライブ配信を取り入れるなど工夫を講じながら、日常的にゆっくらすに通えない児童生徒の参加促進に努めていくとの力強い御答弁がございました。

そこで、伺います。

その後の経過についてと、ゆっくらすにおいて取り組んでいるICTを活用した支援の具体についてお示し願います。

○議長（福居秀雄）　学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生）　ICTを活用した支援については、令和6年度より日章小学校に設置したゆっくらすの分室において、心理的負担などで通所できない児童生徒に対し、個々のペースに応じて遠隔での学習支援や教育相談を行っております。

本年7月には、旭山動物園と連携して小動物と触れ合う体験活動を実施し、オンラインによるライブ配信により参加した児童生徒からは、ウサギとモルモットがとてもかわいくて、実際に触りたかったという感想もあり、ゆっくらすへの通所意欲の喚起につながったものと捉えており、引き続き、ICTを活用し、通所できない児童生徒への支援の充実に努めてまいります。

○議長（福居秀雄）　駒木議員。

○駒木おさみ議員 旭山動物園とのライブ配信を早速実施してくださり、ありがとうございます。また、子どもたちの声も寄せてくださり、感謝を申し上げます。

こうした動物たちのぬくもりが子どもたちの心を支え、少しでも前に進む力を与えてくれることは、まさに命と命が支え合う教育の姿であります。経験を通じて心と脳を育て、命の大切さを見て触れることで、自分はできると信じる力を養うことが、未来を切り開く鍵となるものであります。引き続き、よろしくお願ひいたします。

また、3月の予算等審査特別委員会において、今年度から校内教育支援センターの設置を進められていることに大きな期待を込めて、段階的に全市的に拡充してはどうかとの質疑をさせていただきました。不登校は増加傾向にあり、スタートの2校以上の設置が望ましいとの御答弁がありましたが、ここで、伺います。

校内教育支援センターの成果について、具体的にお示し願います。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 校内教育支援センターについては、本年4月から中学校2校に設置し、専門支援員2名をスクールライフサポーターとして配置しています。11月末までに32名の生徒が延べ769回利用し、そのうち7名が教室に復帰でき、7名が登校を再開しています。

8月に実施した利用生徒へのアンケートでは、校内教育支援センターがなかった場合の過ごし方への質問に対し、多くの生徒が学校に来ていなかつたと答えており、所属学級に入りづらい生徒の校内での居場所として役割を果たしていると考えております。保護者からは、相談窓口が増えることで心理的な負担が減ったとの声が寄せられ、配置校からは、生徒の状況に応じた支援を充実できるようになったとの報告を受けており、スクールライフサポーターの配置が生徒の安心感や教員の負担の軽減につながっていると受け止めております。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 不登校やひきこもりは、問題ではなく、社会全体で解決すべき課題であり、誰もが尊重され、生きられる未来へつながる大切なテーマであります。ただいま御答弁にありましたこの成果は、大きな前進であると受け止めています。登校再開が最終目的ではないものの、戸惑いながら教室に勇気を持って踏み出したことは、新たな道を切り開いたあかしであります。そして、関係者の皆様が安心できる環境を整えてきたことは、極めて意義深いものであると受け止めています。

こうした成果を定着させ、さらなる支援を広げていくためにも、今後、校内教育支援センターの設置校をさらに拡充すべきと考えますが、本市の見解についてお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 校内教育支援センターを利用した生徒の中には、スクールライフサポーターの支援により、通学再開や所属学級に入ることの抵抗感が和らげられている効果が見られますので、既存配置校での評価、検証を積み重ね、取組を着実に進めていく必要があると考えています。

その上で、多くの不登校生徒がきめ細かな支援を受けられるよう、配置校の拡充も含めて、望ましい支援の在り方について検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 ぜひとも進めていただきたいと思います。

不登校支援においては、誰一人取り残されない対応が求められており、国は、教育支援センターや校内教育支援センターにおける支援に加え、学びの多様化学校における支援を推進し、設置拡大の取組を進めています。

過去において不登校で悩まされていた方が、ひきこもりにつながるケースが多く存在します。ひきこもりは、全国推計約146万人あります。

政府では、今後の重要な政策の方針を示す骨太の方針である経済財政運営と改革の基本方針2025に、ひきこもり支援の具体策が明記されました。これは、これまでひきこもりの概念が明確でなかったことに対し、公明党の下野六太参議院議員が長年訴えてきた最重要政策であります。146万人の声なき声に寄り添い続け、国を動かし、来年度は予算が拡充します。

成長に応じて体験すべき事柄を体験できなかったときに、社会においてほかの方と差が生じてしまう、体験していないことで生ずる課題であるならば、体験していこうという対策として、自然の中で、人の中で体験するということを補うことが重要であります。

同時に、公明党は、全国へと学びの多様化学校を後押ししてまいりました。ここで、学びの多様化学校について、学校教育部の認識と全国や道内の設置状況について、併せてお示しください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学びの多様化学校については、文部科学省の指定を受け、不登校児童生徒の実態に配慮し、特別の教育課程を編成する不登校特例校のことであります。年間の総授業時数を削減し、体験学習を多く取り入れるなど、子どもたちの状況に応じ、柔軟なカリキュラムを組むことが可能となるため、誰一人取り残されない教育を実現し、多様な学びの場を保障するための重要な仕組みであると認識しております。

国では、令和9年度末までに全国で300校の設置を目指しており、令和7年11月現在、全国では59校、道内では、札幌市に私立の中学校と高等学校それぞれ1校があり、釧路市では令和8年4月に中学校の開校が予定されています。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 校内教育支援センターの取組を段階的に全市的に広げ、さらに学びの多様化学校を設置することにより、子どもたちの多様な学びを尊重し、将来にわたって安心して成長できる教育環境を整えることが可能となります。これは、旭川市の未来を支える基盤であります。

不登校支援の一層の強化を図るため、学びの多様化学校を設置してはどうかと考えますが、見解をお伺いします。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 本市の不登校児童生徒のうち、ゆくらすやフリースクールで支援を受けた者は3割程度にとどまり、不登校の状況に応じ、地域での居場所づくりを含めて多様な教育機会の確保が求められております。

学びへのアクセスが途絶えている子どもたちには、学校と教育委員会に加え、市長部局やフリースクールの運営事業者などが連携し、総合的に取組を推進することが重要であります。既存の学校生活になじめず苦しんでいる子どもたちに対し、柔軟なカリキュラムや充実した体験学習を提供していく上では、学びの多様化学校が果たす役割は大きいものと考えています。

このため、本年9月に文部科学省から講師を招き、教育委員会職員を対象とした研修を開催するなど、設置に向けた検討を進めているところであります。

○議長（福居秀雄） 駒木議員。

○駒木おさみ議員 文部科学省から講師を招いた研修をはじめ、設置に向けた具体的な検討が進められていることを心強く受け止めています。学びの多様化学校が既存の学校生活にじめず苦しんでいる子どもたちに新たな可能性を開く場となるよう、今後の取組の着実な前進を期待するものであります。

不登校対策を進めるに当たり、旭川の特色を最大限に生かした本市独自の学びの多様化学校を早期に設置し、そのための準備を着実に進めることができると考えます。こういった青写真を描きながら、例えば、旭川家具などを活用し、地域資源を教育に取り入れて、子どもたちの未来のために企業の皆様から応援や寄附を募る協議を取り入れることなどを想定すると、早い段階での準備が必要です。学校教育部とともに市民協働でつくり上げる仕組みを構築できたら、夢が広がります。子どもたちの多様な学びを保障するとともに、旭川の誇りを教育に結びつけるものとなります。

昨年、大学内に不登校児童生徒のための教室が行政主導で全国で初めて設置されました、南九州大学都城キャンパスを視察しました。中心市街地に移動して行われた調理実習では、野菜の苗植えから収穫までの体験を御紹介していただきまして、そこにいた児童生徒とサツマイモのことについて話が弾みました。旭川でもサツマイモがあるということを伝えますと、児童生徒が本当にうれしそうに目を輝かせていた姿が印象的であります。将来的には、旭川と九州、そういった生徒同士の交流の可能性もあるのではないかと感じたところであります。

来年、開催される中核市サミット2026は、旭川が開催地であることが今津市長から発表されました。全国から多くの人々が旭川へ訪れるこの機会に、今津市長から、学びの多様化学校設置に向けた全国へ発信するメッセージがなされることに大きく期待をしています。

そこで、お伺いします。

学びの多様化学校の設置について、今津市長の決断に向けた御見解をお伺いし、私の一般質問を終えます。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 学びの多様化学校について御質疑いただきまして、ありがとうございます。

中核市市長会、中核市は全国62あります、人口20万人以上の市で構成をされておりまして、私は2期連続で役員を務めております。1期目は、国会議員の会担当で、2期目が今期になりますけれども、子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクト、この座長を務めておりまして、また、この副幹事市は尼崎市の松本市長さんという文部科学省出身の方にお務めいただいておりまして、3つあるんですけど、プロジェクトチーム、ほかは、広域連携による地域経営の在り方検討、それと災害対応・防災力の強化、この3つのうちの一つのプロジェクトチームの座長を務めておりまして、その中では最大の21市の市長さんに参加をいただいております。主な構成市は、いじめ問題の先駆的な取組をしている寝屋川市の、監察課で有名な広瀬市長さん、岐阜の柴橋市長さん、それから、奈良市長さんとか、倉敷市長さんとか、そうそうたる皆さんに御参加いただいて議論を進めてまいりました。

今年の4月からになりますけれども、その中で、不登校、いじめ対策の充実に向けた施策の検討

をテーマに、いじめ防止対策「旭川モデル」を展開する本市の経験も踏まえ、構成市の皆様とともに議論を重ねた上で、中核市サミット in 福井において国に求める支援策を提言書として取りまとめたところでございます。

この中で、今お話にありました校内教育支援センター等における支援員の安定的な配置、それから、いじめ対策専門員教員の加配、学校内における多様な学びの場と居場所の整備促進について、重点項目と位置づけて、関係省庁や政党に対し、その実現に向けて提言を申し上げてきたところでございます。

学びの多様化学校につきましては、子どもたちの社会的自立や可能性を広げるための有効な選択肢の一つでございます。教育委員会では、既に専門的知見を有するマイスターを文部科学省から派遣をいただき、学習会を開催しております。文部科学省の調査でもいじめ、不登校は過去最大の数字になっておりまして、まさに多様な子どもの居場所づくりというのを重要だというふうに考えております。

今後は、設置に向けて、他都市の事例も研究し、旭川らしさとはどういったものがふさわしいのか、こういったことも含めて、旭川市の特色を生かした教育課程の編成や学習環境の整備などについて、必要な調査、検討を行ってまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 以上で、駒木議員の質問を終了いたします。

（駒木議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 次に、高橋ひでとし議員。

（高橋ひでとし議員、質疑質問席に着席）

○高橋ひでとし議員 通告に従い、質問します。

先月、総務常任委員会視察で、経済産業省デバイス・半導体戦略室を訪問し、ラピダスについて質疑させていただきました。同部署は、ラピダス戦略の直接の担当部局であり、かつ、旭川市役所の出向職員もいることから、大変有意義な機会となりました。今回は、持ち帰ってきた旭川の未来に関わる重要な情報を踏まえて質問させていただきます。

経産省としては、ラピダスについて、単なる千歳・石狩地域のみを対象とするものではないとの見解を明確に示されておられました。

第1に、地域の産業創造拠点にしたいとのことでございました。つまり、半導体製造のみならず、その製造機械メンテナンスを含む関連産業の地域における育成も重要な要素と考えており、半導体を通じた地域の産業クラスターを発生させることを目指していく、将来的には旭川を含む北海道全域がその対象であるとのことありました。

第2に、半導体を用いた新たな産業創出の仕掛けにしたいとのことでありました。つまり、ラピダスで製造された高性能の半導体を利用する産業を育成していくことを国として考えており、具体的には、AIプログラムを利用した医療サービス、スマート農業、自動運転実証実験、ドローン製造産業などの積極的育成などを想定しているとのことありました。

現に、先進地である熊本のTSMCでは、AIを活用した半導体発注、製造工程管理を行う学生のスタートアップ企業が設計事業に関わるなどしており、そのような半導体利用産業や企業をぜひ旭川にも立地してほしいとのことでありました。

以上のとおり、ラピダスは、決して石狩地域の出来事で旭川に無関係なことではなく、ラピダス

を見据えて、本市として、①ラピダス関連産業、②半導体関連事業を今から積極的に進めいかなければならぬことが明らかとなりました。

まず、この点に対する市の認識をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 三宮経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 半導体は、現代社会や産業、国民生活にとって欠くことのできない極めて重要ななものであり、国家戦略として最先端半導体製造の拠点でありますラピダス社が千歳に立地することは、北海道にとって大きな波及効果があるものと認識をしております。

一方で、この効果が道央圏にとどまることのないよう、他地域においても、半導体技術を活用した産業の高付加価値化や農業、医療、物流など、北海道ならではの課題解決につなげていくことが重要であると考えております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 次に、本市がラピダス参入に当たり、どのような準備をすべきでしょうか。

この点、旭川市立大学には、地域連携を重視しつつ、これからの中・情報化社会に沿った人材育成を目指した新設学部が来年4月に設置予定であります。また、旭川工業高等専門学校では、来年度、AIや半導体の分野で活躍できる人材育成に力を入れるような方向性を定めて、新たに設置するAI・デジタル情報工学科や半導体・電気情報通信工学科において、生成AIに関するプログラミングを行ったり、先端半導体の設計や製造工程を学ぶための実習を行う予定とのことであります。

経産省も、ラピダスを支える人材育成が急務であり、この点で旭川高専の半導体分野の学科設置には大変な関心を抱いているということでありました。

そこで、本市として、ラピダス人材の育成のために、今後どのような取組を行う意向であるのか、お伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 旭川市立大学では、国の大・高専機能強化支援事業の選定を受け、自治体や研究機関との連携によるPBL、プロジェクト型学習や講義、高専等との連携による数理、データサイエンス、AI教育、アントレプレナーシップ教育を行うという計画に基づき、施設整備を行い、成長分野の人材を育成していくこととしております。また、旭川工業高等専門学校においても、半導体関連人材の育成に係る学科の準備をしていると伺っております。

本市といたしましても、地域産業の競争力強化のため、高等教育機関との連携を、地域にある試験研究、産業支援機関とともに積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 先日、旭川市議会日台友好促進議員連盟有志で台湾を訪問し、中華民国外交部台湾日本関係協会の方々と意見交換をしてまいりました。その際、熊本に進出したTSMCが、台湾の工科大学、特に有名なのが、陽明学の陽明という字を書いた陽明交通大学に寄附講座を持っていて、即戦力の実践的教育をしているということを知りました。私から、直接、あちらの方に、懇親会の席で、陽明交通大学と旭川市立大学間の連携とノウハウの享受をお願いしますと要望し、善処してくれるというような話になりそうな感じでしたので、速やかにその連携を進めるよう期待しております。

次に、本市は、先ほどお話しした地域産業創造拠点、かつ半導体産業創出という国の目標との関係で、どのような戦略を立てるべきでしょうか。

この点、私たち総務常任委員会では、大学内に産学官金連携機構を有し、地域の産業界への貢献を積極的に行ってきました名古屋工業大学を視察してまいりました。そのスキーム、仕組みは、企業から、こういうものの、例えばA Iを利用した労務管理システムの構築をつくりたいという要望を受けて、これを産学官連携のワンストップ窓口で対応し、その後、学術指導、受託研究、共同研究など、幾つかの選択肢のうち最善のものを提案する、そういう流れでございました。特に、地域の大学が連携して企業からの要望にワンストップで対応できることが必要であるとのことであり、例えば、A Iを用いた医療機器開発の要望を受けた際に、医大の産学官連携担当者に即座に委託できることが、どれほど企業側にとってメリットがあるかというようなお話を伺いました。

私は、旭川がラピダスで勝負できるポイントはここにあるというふうに考えています。つまり、本市には、A Iや半導体の研究機関である旭川市立大学、旭川高専があり、そして、さらには旭川医科大学もあることから、これらが産学官という枠組みの中で連携することにより、他の道内地域にはない迅速かつ円滑な産学官連携による共同研究や共同開発が成立し、企業側に負担なく高度かつ専門的な研究成果の利活用が可能であると考えられるからであります。

この点に対する市の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 旭川市立大学に開設される地域創造学部や、デジタル時代に対応した学科に再編される旭川高専のように、充実した教育カリキュラムを持つ市内の高等教育機関は、本市の強みでございます。また、市内の企業の中には、A I導入などDXに取り組んでいるところも見られ、今後は、ますます複雑化、多様化する社会ニーズの課題解決に高度な知識や技術の活用が求められる場面が増えると考えております。

こうした状況の中で教育機関や金融機関、公的な産業支援機関が一体となって連携し、対応していくことは、本市が地域間競争を生き抜く上で極めて有効であると認識しております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 そこで、質問です。

旭川市立大学新設学部には、その1階に、誰でも自由に入退場可能な産学官連携のための施設を設け、実学重視の実践を進める予定であると聞いております。

同施設を用いた、本市市内に所在する旭川高専、旭川医大を含む各種研究機関が密接に連携し得る産学官連携の枠組みを構築することこそが、本市がA Iプログラムを利用した医療サービス、スマート農業、自動運転実証実験、ドローン製造産業等の積極的育成などを想定しているラピダスへの参入のための重要な武器になると考えますが、産学官連携の強化とその環境整備に対する市の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 本市には、3大学1短大1高専と関係団体が参画し、地域の人才培养と共同研究を推進する旭川ウェルビーイング・コンソーシアムが設置されており、高等教育機関同士の連携基盤が既に存在しております。この既存のネットワークを最大限に活用しながらも、旭川市立大学の新設学部に設置される予定の産学官連携の拠点となるオープンスペースが、技術相談や

共同研究などにおいて有機的な連携を生み出す中核として機能することは、半導体を利活用した新産業を地域から生み出すことにつながるものと認識しております、産学官金の連携強化のため、官としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 加えて、本市は、伝統的に木工技術が発達し、高度かつ専門的な木工品等の製造が可能であるとの土壤が存在し、かつ、大雪伏流水の豊富かつ純正な水資源環境にあることから、今後、これらの諸技術や自然環境が、ラピダスの不測の事態に適切に対応し、ラピダス成功に何らかの寄与をする可能性も存するものと考えられます。

第2、第3のラピダス工場誘致の可能性も視野に入れつつ、本市のデザイン思考という、ほかにはない切り口をどのように産学官連携とラピダス誘致につなげていくのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） 企業誘致を進める上では、地域独自の技術や資源を強みとして企業を呼び込んでいくことが必要であり、本市では、これまで培われてきた家具・木工技術に代表されるプロダクトデザインのほか、水や森林などの豊富な資源は優位性があるものと考えております。

また、旭川市立大学の新設学部におきましても、地域との連携やプロジェクト型学習を重視しておりますことから、地元の技術者や企業との連携、共同研究が進み、地域の技術力や産業基盤が高まることが期待されておりますので、地域が持つ資源や技術をさらに磨き上げ、発信することを通じて、企業にとって優位となる事業展開や価値創造の場を創出し、誘致につなげてまいります。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 経産省によれば、ラピダスに関する今後の国の補助金、助成金の対象は、さきに述べた人材育成、半導体関連企業育成のための取組、半導体を利活用した医療機器、ヘルスケア機器、データセンター立地のための助成などが見込まれるとのことでした。

本市としても、そのような補助金、助成制度を積極的に活用し、さらなる半導体産業創出環境を整備すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 経済部長。

○経済部長（三宮元樹） まず、産業を集積させるためには、電力や土地、工業用水といったインフラが必要となります。

現在、国におきましては、新時代のインフラ整備といたしまして、地域の脱炭素電源等を核にした新たなGX型の産業集積を実現するGX戦略地域制度を創設し、有望地域に対して規制・制度改革と支援策を一体で措置していく予定であります。現在、市内にはまとまった土地が少なくなっています、今年度、適地調査を実施しているところでございますが、再生可能エネルギーの利活用のほか、AI・半導体産業基盤強化フレームに基づく支援など、国の支援策も視野に入れながら環境整備を推進してまいります。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 以上、見てきたように、ラピダスというのは、決して本市に無関係ではありません。国は、ラピダスを地域産業創造拠点、かつ半導体産業創出拠点にしたい、つまり、地域の産業創造クラスターの契機にしたいとの強い思いを有しております、北海道全域に広げていきたいと考

えているのであります。

ラピダスでどのようなポジションを得ることができるのか。言わば、道内自治体の早い者勝ちの状況である現状において、旭川として、産学官金連携により A I ・半導体産業に特化した産業創造こそが、私は本市の武器であると考えております。

旭川の未来のために、この重要なチャレンジについて、最後に、市長のお考えをお伺いして、この項目の質問を終わります。

○議長（福居秀雄） 今津市長。

○市長（今津寛介） 北海道半導体・デジタル関連産業振興ビジョンでは、ラピダス社の成功を最優先にしつつも、その効果を道央圏のみならず全道に波及させ、北海道経済全体の成長に結びつけていくものとされております。

本市には、半導体人材育成への期待が高い旭川高専、来年4月から地域創造学部が開学する旭川市立大学が立地している強みに加え、自然災害への強さや交通アクセスのよさといった優位性がございます。

また、A I あるいは半導体、こういったものは電力も非常に消費をするわけでありますけども、現在、市内のある地域では風力発電の調査も行っておりまして、仮に実現すると50万世帯分の電力が貰えるという試算もございます。また、これとは別に、留萌、宗谷のクリーンエネルギーをこちらの地域に送ってくる送電網の強化というのも、国に対して現在訴えているところでございます。

さらに、場所によっては、議員がおっしゃったように水も豊富な地域もございまして、以上のことからも、十分に産業創造拠点となり得るポテンシャルを有していると考えておりますので、他自治体に先行できるよう、国や北海道、さらには産学官金等の関係機関と緊密に連携し、あらゆる可能性を追求して、デザイン思考で積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 期待しております。

次の質問に移ります。

自然破壊とメガソーラー設置が、近時、社会問題化しており、その解決に真摯に取り組んでいる釧路市役所を、先日、私個人として視察してまいりました。そこで得た知見を踏まえて、本市では、法制度上、どのような問題があり、今後どうすべきかにつき、質問いたします。

まず、一般論として、旭川市内においてメガソーラー設置を行いたいとの業者が存在する場合、どのような法令上の規律に服するのか、御説明ください。

○議長（福居秀雄） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） 太陽光発電設備は、建築物、特定工作物には該当しないため、都市計画法の開発許可是不要であり、設置に際し、土地の形質変更が伴う場合には宅地造成及び特定盛土等規制法、森林伐採等が伴う場合には森林法の許可のほか、F I TやF I Pによる売電を行う場合には、再生可能エネルギー特別措置法に基づく住民説明会の開催などが必要となります。いずれも一定規模の要件等を満たさない場合は不要ということになってございます。そのほか、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドラインなどもございますが、遵守義務がなく、法的な強制力はございません。

また、国の定めた法令以外では、無秩序な開発行為を防止するために北海道が定めた北海道自然環境等保全条例がございますが、メガソーラーは該当せず、そのほか、北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインもございますが、こちらも遵守義務がなく、法的な強制力はございません。

本市においては、防災基本条例におきまして災害応急対策等を定めてございますが、災害の発生やそのおそれがない場合には適用されず、緑地の回復に関する指導要綱もございますが、こちらも法的な強制力はないといった状況にございます。

このように、メガソーラー設置につきましては、法令等の規制はございますが、要件を満たさなければ適用されない、あるいは、法的な強制力が働くかないといったケースが多く見受けられるところでございます。

○議長（福居秀雄）　高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員　以上のとおり、小規模かつF I T法の規律に服さないソーラーパネル設置は、法令上の規制に服さず、業者側の環境への任意の配慮に委ねられてしまっているという現状、つまり、規律の隙間という不備が旭川市においても存在していることが明らかとなりました。

この点、釧路市では、条例による規律を目指し、令和5年にはまずガイドラインを策定し、その後、本年9月、釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例が制定されました。条例の具体的な内容としては、①許可制の導入、②事業者の義務、例えば、事前協議とか住民説明会、廃棄費用の積立て、11年度以降20年目までの、月々、廃棄費用見込額1キロワット当たり1万円、③損害賠償責任保険への加入、④特定保全種及び特別保全区域の指定及び特定保全種の保全のための措置の義務づけなどであり、これらがなされない場合、設置を許可しない、そういう立てつけになっております。

そこで、さきに述べたとおり、ソーラーパネル設置に特化した規律が一切存在せず、環境保全や緑化維持の見地からのみの規律に限定されている本市においては、釧路市の条例規制を参考としつつも、さらに原状回復義務をも盛り込んだ上で、ソーラーパネル設置規律に特化した抜本的な規律制度構築のため、条例の制定を将来的に見据えて、まずはガイドラインを策定すべきものと考えられますが、この点に対する市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（福居秀雄）　市長。

○市長（今津寛介）　近年、メガソーラー設置について大きな社会問題となっておりますが、設置に際しては、何よりも地域の合意と環境、災害への配慮といった安全、安心の確保が重要であると認識しております。

現在、本市では、学識経験者や関係団体等で構成するGX懇談会を設置し、地域共生型の再エネ開発に向けたゾーニング調査を行っておりますが、これと併せ、再エネ導入時に地域の合意や安全、安心が十分に確保されるよう、他自治体の先進事例等を参考にするとともに、先日、鈴木北海道知事が、国、これは石原環境大臣でございますが、国に対し、メガソーラーに関する要望を行ったことなども踏まえながら、国や北海道、その他の関係機関とも密接に連携し、条例やガイドライン等の法的仕組みの早期構築に向け、積極的に議論し、検討を進めてまいります。

○議長（福居秀雄）　高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員　早期構築ということで、期待させていただきたいと思います。

メガソーラー規制の空白というのは、まず、市民の安全確保の見地から、流水という防災上の危険性がある開発行為に対し、行政が適切に手を打つことができないおそれを生じさせてしまっています。また、ソーラーパネルに有害物質が含有されていることが明らかにであるにもかかわらず、使用期間経過後に同パネルが放置されてしまったりとか、その後の廃棄物としての処分がなされないという重大なおそれも生じさせてしまっています。

さらに、国内少数民族の人権を侵害し、製品を製造した可能性がある旨の指摘がアメリカ政府からなされている、そういう製品が使用されることは、我が国企業のコンプライアンス機能強化と社会的責務貫徹の実現を目指す人権デューデリジェンスに反するものと評価でき、人権保障上も問題があります。

そして、何より、近時、ある国で製造された太陽光発電設備のうち、使用されるインバーター内に、設備仕様に記載のない通信機器の存在が明らかとなったという報道がありました。同通信機器による情報漏えいとか地域での機能障がい発生の危険性が、アメリカ政府から指摘されています。本市に所在する旭川駐屯地及び近文分屯地の存在は、我が国の安全保障上極めて重要な位置づけを有することは疑いありません。この点、2日前なのですけど、政府が第三者機関によるソーラーパネル製品認証を制度化するとの報道もありました。

全てのソーラーパネルが許されないという意見を私は取りませんけれども、国の動きを踏まえつつ、安全保障を含む諸問題解消を、適切な本市条例による規律規制で実現されることを強く期待して、この項目の質問を終わります。

最後の項目。

本年11月28日の日本経済新聞の報道によれば、旭川のスキーリゾート計画が始動し、札幌の某企業が、12月中旬までに旭川市に開発許可を申請して、道北最大級のスキー場の隣接地に合計で約1千床のホテル、住宅などを整備する計画であるとのことです。

本構想については、実は、私が、約3年前に知人の依頼を受けて私が旭川市を紹介したと、そういう経緯もありながら、その後の交渉内容などを私自身は全く閑知していないこともあります。旭川の希望ある未来に向けた大きな期待を抱く一方で、その内容について一抹の不安を感じているところであります。ニセコや倶知安における一部外国資本による乱開発などが社会問題化する中で、本市市民にもそのような不安が少なからず生じていると推察いたします。

そこで、この点につき、質問いたします。

まず、当該報道に示された計画について、同企業との間で、これまでリゾート開発に関し、市の担当部局と事前の話合いが行われてきた事実があるのか否かにつき、お示しください。

○議長（福居秀雄） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） カムイスキーリンクスの近隣地におけるリゾート開発の計画地は、都市計画区域外であり、一定の要件に合致することから、都市計画法第29条第1項に基づく開発許可が必要となります。

このため、本件の開発を計画している企業からは、昨年度から今年度にかけて、道路計画や給水計画等の開発行為に関わる事項や、林地開発等に関する事項について、本市地域振興部、土木部、農政部及び水道局の各担当部署において随時相談を受けており、直接面談で行ったものだけで10回を超える回数となっております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 同計画予定地と推測されるカムイスキーリンクス周辺区域ですが、一部情報では、我が国安全保障上、重要な防衛施設が存在しているとのことであります。

この点に対する市の認識をお示しください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） リゾート計画地の周辺に防衛関係施設が存在していることについては、認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 私が得ている情報では、防衛施設としての通信施設が存するものの、衛星通信による代替で早期に当該施設は廃止見込みであると。その点に関する同計画予定地周辺の安全保障上の懸念は解消される見込みであるとのことですので、念のため、お示ししておきます。

問題は、リゾート開発に名を借りた土地買収を我が国に敵対的姿勢を有する一部外国資本が行うことで実質的な侵略行為を許容し、その結果、我が国の安全保障上、重大な危険を生じさせ、さらに、本市が、将来、経済的に外国資本に乗っ取られてしまう事態を招くおそれが否定できないということあります。

そこでまず、都市計画法上の許可要件について御説明ください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 都市計画法第29条で規定する開発行為の許可については、同法第33条第1項に規定されており、道路や給水施設、排水施設などのほか、申請者が開発行為を行うための資力や信用があることなどについて確認する必要があります。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 私の調査では、今回の許可申請主体とされる企業は、主としてオーストラリア資本によるものであって、敵対的姿勢を有する外国の資本は入っていないようですが、同企業への投資ファンドを含めて、背後にそのような問題ある外国資本が入っていないのかどうか、市の担当部局としてその点を事前調査されたのか否かを含めて、現在把握している事実を明らかにしてください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 都市計画法第33条に規定する申請者の資力及び信用の確認については、同法施行規則第15条第4号において資金計画を提出するよう規定されているほか、国の開発許可制度運用指針に基づき、本市においては、法人の登記事項証明書、定款、法人税の納税証明書、財務諸表、預金残高証明書などの提出を求めておりますが、基本的には、事業資金の調達先の属性など詳細までの確認は行っておりません。

なお、本件につきましては、現在相談を受けている段階であり、開発許可申請に関わる書類の提出は受けていない状況となっております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員

○高橋ひでとし議員 では、本件許可申請と離れて、法解釈適用の一般論として質問いたします。

開発許可制度運用指針では、都市計画法第33条12号（申請者の資力及び信用の有無の判断）に関して、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用、または能力があるか否かを審

査すべきものと規定され、ここで言う資力、信用、能力とは、資金調達能力及び組織的な遂行実力を意味するものと解されています。この点、同法逐条解説書には、この資力及び信用の判断として、事業を中断せざるを得なくなった場合においても、変更を加えた公共施設の機能の回復や、災害防止のための措置を講じるために必要な資力、信用が求められると記述されています。

つまり、極論かもしれないですが、例えば、我が国に敵対的姿勢を示す一部外国資本が当該企業体としてリゾート開発に名を借りて開発行為を行った後に、故意に事業を中断して、原状回復を放棄するという、そういう手法によって災害を誘発する自然破壊に及ぶ可能性がある場合には、許可申請段階において、その企業体の組織的問題、または背後のファンドを含む資本的事情を考慮することが現行法上も許容されるというふうに解釈されます。

あくまで、今回報道されている民間企業とは全く関係のない一般論として、この点に対する市の担当部局の見解をお伺いいたします。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 国の運用指針においては、開発行為が適正に遂行されるものであるか否かの判断が非常に難しい場合は、先ほど答弁した提出書類以外の書類を求めることができるものとされております。

仮に、許可申請段階において、故意に開発を中断し、原状回復を放棄する意思を持って申請が行われたおそれがあると予見される場合などについては、新たな提出書類を求めるなど、さらなる確認の対応が可能であると考えております。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 可能だということですね。

私の知る限り、報道されている民間企業は、そのような危険な組織体ではなく、資本的事情には問題ないものと認識しております。

今回、私が問題提起したかったのは、一般論として、行政が、許可審査を、形式論にとどまらず、実質論に踏み込んで行うのか、行うことができるのかという点についてです。仮に、今後、新聞報道の当該企業のみならず、その他の様々なリゾート開発企業が許可申請を正式に行ってきました場合、私が今示したような一般論としての都市計画法令の解釈適用を適切に行い、同法令に基づく許可審査について、背後の投資ファンドも含めて、安全保障確保をも考慮要素として、調査、決定をする意向、決意があるのか否かにつき、お示しください。

○議長（福居秀雄） 地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 本市としまして、開発許可申請が行われた際には、都市計画法等の規定に基づき、必要となる事項について審査を行うこととなります。

本件を含め、資金不足などによって開発行為が途中で停止し、放置されるなどの状況は望ましくないことから、申請が行われた場合については、法令上の手続に基づき、資力及び信用の確認を含めた必要となる書類の提出等を求め、判断を行うこととなります。

○議長（福居秀雄） 高橋ひでとし議員。

○高橋ひでとし議員 結局、安全保障上の問題を誰が調査、検討すべきか、役割分担の問題だと思います。

安全保障は、地方自治体の自治事務に含まれず、本来、防衛省等の国の行政事務であって、国の

意向を踏まえて地方自治体が対処すべき問題であるはずであります。地方自治体には、調査能力、法的権限の見地から限界があることも明らかであります。仮に本市で調査するならば、組織体制の再構築と予算措置が必要となってしまいます。

また、以前、私から安全保障に関わるある案件について国に相談しました。そうしたところ、国としては、法律がなく対応できない旨の回答しか得られず、他の様々な国家機関も同様に対処できないとの結論がありました。そのとき、私は、この国がこれまで安全保障にいかにルーズであったかということを痛感させられました。この問題の背景には、今後の我が国の安全保障の隙間を、誰が、どのように埋めるかという本質的議論が必要だと感じられてなりません。

本計画は、旭川の未来にとって非常に明るい話題であり、未来を変える可能性のある楽しみでありがたいものである反面、ニセコ地域などが味わった諸問題の発生を強い姿勢で未然に本市が防止することこそが、未来の旭川のために大切なことだと考えております。

今後も、私自身、しっかりと調査をしつつ、本計画が問題なく実現されることを期待しまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（福居秀雄） 以上で、高橋ひでとし議員の質問を終了いたします。

（高橋ひでとし議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

---

再開 午後 1 時 00 分

○副議長（品田ときえ） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

江川議員。

（江川議員、質疑質問席に着席）

○江川あや議員 それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

今回は、5項目を通告させていただきました。

貫くテーマは、市民生活における喫緊の課題と課題に対する市の認識、そして対策についてです。

市民が安心して安全に日々を送るためには様々な環境整備が大切ですが、それらの課題について、どのように考えているのか、それが今回の私の質問の出発点です。

地域の移動を守る上での基盤整備、つまり、インフラ整備には自家用車以外での移動手段の確保がどの程度できるかという市の方針が重要です。JR、バスといった大人数を移動させるための交通は、少子化とその公共性ゆえに、赤字であっても大幅な値上げもなされず、当たり前のように維持されてきました。新資本主義の考え方の下、国の助成がなくなり、道の補助が縮小され、基礎自治体に交通の維持の判断が委ねられています。

11月に路線バスは大幅に減便となりました。市の受け止め、今後の事業者、市民それぞれに対する支援の考え方をお示しいただきたいと思います。

公共交通の財源に関しては、社会資本整備総合交付金の対象が地域公共交通にも拡大されました。本市としての活用の見解を伺います。

12月31日から1月2日までの間、市内の路線バスの多くが今回運休となります。その影響について、どのようにお考えでしょうか。

また、市内のバスに関しては、乗客の減少に伴う減便が続いている、今後も運転手の働き方を改善して、乗務員の確保をする上で統合して路線の運行時間が長くなるなど、通勤、通学等、様々な影響が考えられます。市としては、具体的にどのように考え、乗り越えていくつもりなのでしょうか。

減便に伴って、時間や場所等の変化から、多くの市民や市民団体から要望が述べられることと思います。現段階でどの程度要望があり、どのように手当てをするのか。

公共交通計画に基づいた考え方によれば、本来はモード変更も考える時期ですが、現段階の財源では難しい現状について、市としてどう乗り越えていくおつもりでしょうか。

中でも、寿バスカードの今後の方向性が気になっています。シニアにとって活動促進につながっている事業だと考えます。2年以上にわたる議論の末に、現在、パブリックコメントが行われておりますが、受益者負担の考え方のうち、移動距離に関しての考え方はどうなるのでしょうか、4千円に改定された場合、市民、市、バス事業者の負担割合はどのようになるのか、それをお示しください。

また、パブリックコメントを受けて修正を行うことがあるのか、伺います。

さて、物価高の中、現役の単身世帯を含めて生活への影響が出ています。子どもにお金がかかる年代になってきたとき、保護者の片方の所得だけで生活できていた時代ははるかかなたの時代です。現在は、共働きでようやく当時の1人分の収入というのが現状です。

そのような中、子ども未来リユースバンクの創設は、これまで質疑や質問の場で隠れ教材費などを取り上げてきた私としては、とてもうれしい制度です。

保護者アンケートについて、現段階でどのような意見があるのでしょうか。事業の狙いと事業構築に至る過程での意見等もあれば併せてお聞かせいただきたいと思います。

スキー、制服、鍵盤ハーモニカなど、どのような学用品などを想定しているのかも伺います。

これまで、この課題については、民間事業者との関係を言われてきました。その関係や提供者よりも欲しい希望者が多い場合など、どのように扱うのか、想定を伺います。

また、アンケート項目の中では、寄附回収の協力に関する窓口が3か所ありますが、特に学校に関しては先生方の負担が心配です。どのような手当てがなされる予定かを伺います。

子どもたちの生活環境にもヒグマの話題が出てきます。

以前も一般質問で申し上げましたが、エゾヒグマは北海道のアンプレラ種です。エゾヒグマを保護すると、その下に連なる、現在人が把握し切れていない自然種、環境が守られる、そういう存在です。そして、それらの生育環境を守るために、人とのあつれきを起こす問題個体の対応が必須となります。

ヒグマに関して、2025年の対応状況をお示しください。

令和6年度には3万円といった農業的な経済被害がありましたが、それは、その年の農作物の被害に基づく数字で、実際は、その上に登ってあぐらをかいて果樹を堪能されると、樹木自体が駄目になって、その後に本来収穫できるはずだった金額も被害額というふうになると見ることができます。

被害額と被害状況に対する農政部の認識を伺います。

今年の2月頃、西神楽の地域で、ふんの状況から、恐らく冬眠しなかったのではないか、そういった可能性のあるヒグマがいたと聞いています。ここ数年の冬眠の状況判断は、どのようになっていますでしょうか。

また、緊急銃獵制度に関してですが、市民のイメージとしては、市街地に出てきたら銃で駆除できる、そういったイメージです。

しかし、補償の問題もありますけれど、それ以上に、バックストップがない場所では銃は撃てませんし、ヒグマを一撃で撃つためには、経験と狩猟の当事者の安全な状況が必要で、入念な準備というのが欠かせません。制度の概要と旭川市においての考え方の方向性をお示しください。

西洋美術の粋を極め、時の権力の象徴とも言えるマイセンコレクションは、間違いなく旭川の新しい魅力と言えます。

しかしながら、資料等を拝見しても、その価値を正しく評価しているのか、そう疑問に思っています。

12月17日から2月6日までの開序日という日程設定は、多くの市民が見ることのできない日程だと思いますが、納税者の意向は反映されているのか、また、土日、祝日等の観覧について伺います。

予算規模とそれに伴う莫大な経済効果をどのように見込んでいるのか。また、地震があつたばかりです。今の状況も心配ですけれども、展示什器等の装備は免震機能を含めて十分なのか、伺いたいと思います。

ネットで見ただけでも、免震台は1台10万円程度するようです。まさか、マイセンさんをひつき虫だけでくっつけて展示というようなことはないと思うのですけれども、警備は1名だけで固定なのか、武術のたしなみがあるとは思えない担当課の方が関わるということですけれども、どのような働き方で、その人件費はどこから出て、その間の本来の仕事はどうなるのか。土日はプラスチックのパーティションに鍵をかけるだけなのか。

先行事例として聞いた松戸市では38点、それに対して旭川市は何と50点、本当に大切なコレクションです。このコレクションをこの予算規模で可能なのか、危険過ぎるので、もはや広報はないほうがいいんじゃないかなと、もう本当に思っているところですけれども、広報についても展示解説とともに伺いたいと思います。

最後の項目として、第5次旭川市障がい者計画について伺います。

11月27日の民生常任委員会でパブリックコメントをすることが報告された第5次旭川市障がい者計画に関して、これは令和8年度からの計画です。言わば理念が示されたものですけれども、この計画と実施計画の2つが旭川市では作成されるわけですが、現在の障害者政策の課題をどのように受け止め、計画案に生かしているのでしょうか。

改正障害者差別解消法などの法律が施行される中で、4次と比べてどのような点を計画に盛り込む予定なのか、当事者の意見はどのように反映されているのかをお示しください。

地域の中で共に育ち、共に学び、共に働き、共に生きることを考えるとき、基礎自治体の果たす役割は大きいと考えます。

旭川市として、どのように市民サービスを提供していくつもりか、計画の理念に基づき、どのよ

うな目標設定をしたのか、伺います。

以上、ここまでを1回目といたします。

○副議長（品田ときえ） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 市民の移動を守るためにについてでございます。

本年11月からの市内路線バスの減便につきましては、利用者の減少傾向が続く中、事業者からは、運転手不足等により路線運行の効率化を図ったものと伺っておりますが、市民の移動に関し少なからず不便が生じている状況であると受け止めており、市といたしましては、市民の利便性が確保されるよう、利用促進の取組に加え、引き続き、事業者に対し、運転手の確保に向けた支援等を行ってまいります。

次に、社会資本整備総合交付金につきましては、公共交通の施設整備等に活用できるものと認識しておりますが、本市としての負担の在り方を含め、その活用について検討してまいります。

次に、市内路線バスの年末年始の運休につきましては、事業者による事前周知が行われているところであり、利用者への影響が最小限となるよう対応いただいているものと受け止めております。

次に、来年4月以降のバス減便による市民生活への影響につきまして、市としては、今後ますますバスの利用実態に見合った効率的な運行が必要であると考えておりますことから、事業者と連携して、路線の効率化による地域交通の維持に向け、取組を進めてまいります。

また、バス減便に伴う要望につきましては、これまで、本市に対して、地域住民の方などから数件相談や減便分の復活に関わる要望が寄せられており、事業者には適宜その内容を伝えております。

今後におきましては、地域における移動実態やニーズを踏まえ、事業者とともに移動手段の確保とその在り方の検討を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 寿バスカードに関しての方向性についてでございます。

初めに、利用者負担の考え方につきましては、利用区間に応じて一定の割合で負担を求めるという手法もございますが、その場合、キャッシュレス化などの環境整備が必要であることや、利用の抑制につながる状況も想定されますことから、引き続き検討を進め、対応策の整理がなされるまでの間は、現行の利用者負担の考え方に対して本制度を運用してまいりたいと考えております。

次に、本制度の実施に要する費用の市、利用者及びバス事業者の負担割合について、令和6年度決算と同決算を基に交付時負担金を4千円として試算した内容でお答えいたしますと、交付時負担金を4千円とした場合、利用者が約4.4%から約5.3%に、市が約4.3%から約3.4%に、バス事業者につきましてはいずれも約1.3%となってございます。

次に、市民意見提出手続の結果を踏まえた対応につきましては、募集期間終了後、いただいた御意見や審議会からの答申等も参考としながら、改定案の内容や提案時期などについて検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学用品などのリユースに関するアンケート調査についてであります。

教材、教具や制服のリユースに当たり、ニーズや回収方法を把握するため、全小中学校の保護者を対象に実施したところ、リユースの仕組みは家計や環境により、SDGsの観点から積極的に進

めてほしい、提供者が特定されないようにしてほしいなど、様々な意見が寄せられました。

リユースの対象品目としては、アンケート結果を踏まえ、制服やスキーなど高額な学用品に加え、希望の多い教材のうち彫刻刀などを想定しており、回収や譲渡方法と併せて課題を整理しながら検討を行っているところです。

事業の実施に当たっては、物品の回収で学校に協力を求めることも考えられますので、過度な負担を生じさせないよう工夫を講じるとともに、将来的な民間事業者や学校、地域との連携も視野に入れながら、持続可能な制度構築を目指してまいります。

○副議長（品田ときえ） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） ヒグマの今年度の対応状況についてでございます。

今年度の昨日までの状況でございますが、市民の方からヒグマの目撃や痕跡に関する通報は15件ございました。そのうち、通報を受けた後、その情報がヒグマのものであるかどうかを確認するため、本市の職員1～2名と獣友会、専門家とで現場を確認し、ヒグマのものであると確定し、出没事案として扱った件数は91件となってございます。

次に、ヒグマの冬眠状況についてでございますが、令和4年からの状況で申しますと、11月までヒグマ出没を確認して以降、12月から2月につきましてはヒグマの出没の確認はないといったところでございます。その後、3月に入りますとヒグマの出没の確認があることから、12月から2月はおおむね冬眠している状況であると考えているところでございます。

次に、緊急銃猟制度についてでございます。

緊急銃猟制度は、熊やイノシシが人の生活圏に出没し、人命の危害を防ぐために、緊急性が高く、銃猟以外の方法では捕獲が困難な場合に、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、市町村の判断により銃猟することを可能とする制度でございます。

本市といたしましては、緊急銃猟制度の創設により、ヒグマ対策の選択肢が1つ増えたものと考えており、これまでと同様、獣友会や警察との連携を密にしながら、ヒグマの出没状況や有害性などに応じて緊急銃猟も含めた必要な対策を講じることで、市民の安全確保に取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 林農政部長。

○農政部長（林良和） 農業被害についてでありますが、果樹の農業被害は、木が折られた場合、当該年度の収穫だけではなく、次年度以降にも影響を及ぼす場合があると認識しております。

農業保険法に基づく果樹共済では、木の育成費用や将来の期待収益を加味した被害を補填する制度がございますので、農業者に対してこれまで以上に制度の周知に努めてまいります。

また、今年度におきましても、農地内で捕獲されたヒグマが複数頭おりますことから、農業者には電気柵の設置を積極的に推奨するとともに、市が保有する電気柵を活用した緊急対応など、農業被害の軽減に努めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） マイセンの展示会についてでございます。

初めに、寄附者の御意向についてでございますが、多くの市民の皆様に見ていただきたいとの御意向でございますので、誰でも来場できる市役所のオープンスペースを活用することとし、入場料についても無料としたところでございます。

次に、開催日についてでございますが、市役所を訪れた市民の皆様に見ていただけるよう、平日

の開庁日に設定いたしましたが、12月21日と成人式が開催される来年の1月11日の日曜日は特別開催とし、冬休み中なので、お子様や学生も含め、多くの方に見ていただきたいと考えております。

次に、予算についてでございますが、令和7年度当初予算に800万円を計上しております。

内容は、展示会の企画業務や展示什器の製作、広報媒体等の作成、展示の監修業務、警備業務等となっております。財源としては、地域づくり総合交付金400万円、宝くじ収益金が財源のいきいきふるさと助成金100万円、森林環境整備基金180万円を活用し、一般財源は120万円となっております。

今回の展示は、市民の皆様に見ていただくことを主眼としており、具体的な経済効果までは見込んでおりませんが、できるだけ多くの方に御来場いただきたいと考えております。

次に、展示什器についてでございますが、旭川家具で製造し、免震機能については、人がぶつかった衝撃などで什器が動くことのないよう内部におもりをつけ、また、展示品には専用の粘着剤を使用することで安全対策を行ってまいります。

次に、警備については、委託会社の警備員が行い、警備員は日によって異なるため、警備開始前に業務内容の確認などをしっかりと行ってまいります。また、政策調整課の職員は、平日は警備員の休憩時等に限り対応し、日曜日は警備員とともに対応する考えであります。課全体で他の業務を滞りなく進められるよう努めてまいります。

次に、展示会の広報については、市長記者会見での発表をはじめ、ポスターやリーフレット、公共施設や学校等で掲示や設置するとともに、市民広報、SNS、フリーペーパー等を活用してまいります。また、専門業者の監修の下、各展示品の特徴や背景を記載した説明文を展示品の横に設置することに加え、マイセンの歴史をまとめた大型パネルなども会場内に設置いたします。

○副議長（品田ときえ） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 第5次旭川市障がい者計画についてでございます。

今回の計画策定に当たりましては、広く市民の皆様の意識や意見を伺いながら作業を進めておりますが、本市が想定していた以上に障害や障害者に対する理解が進んでいないということが分かりました。

のことから、第5次計画では、これまで以上に課題意識を持ち、障害そのものや障害者への理解を重点施策として掲げ、現行の第4次計画の理念や目標を継承しながらも、施策の継続、充実を図るものといたしております。策定の中では、市民アンケートや当事者団体との意見交換、専門家や当事者、公募市民などで組織する附属機関からの意見を反映させており、今月24日から実施するパブリックコメントでさらに広く御意見を聞いてまいります。

計画の理念実現のための目標については、その人らしさを尊重し合う地域社会、その人らしく暮らすための支援体制の充実、生き生きと暮らすための自立と社会参加の促進、安全、安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現しております。こうした目標達成に当たっては、障害のある方へのアウトリーチの強化はもとより、関係団体と連携した啓発活動などを通じた障害への理解が前提と考えております。

○副議長（品田ときえ） 江川議員。

○江川あや議員 すみません、1問飛ばしていましたね。

地域公共交通は、対価を払えば誰もが利用することのできる交通のことを指します。現在の旭川市において、地域公共交通は網として整備、維持されていますでしょうか。網目が大きくなることを交通空白と言いますが、今後は、この交通空白についてどのように行政が考えていくかが重要だと指摘いたします。

分かりやすいので運転手不足と説明がされますが、2024年問題を超えて、これまで相当の路線が運行されてきました。民間事業者は乗車率の悪い不採算路線はなくしていかざるを得ません。今回の減便は、路線効率、つまり乗車率を踏まえた戦略的な減便と見ることができます。そして、それは市の交通計画にのっとったものです。

旭川市の公共交通の未来像をどう考えているのか、伺います。

寿バスカードは、利用区間に応じて一定の割合で負担を求める手法が利用の抑制につながる状況も想定できるとの認識は、私も同じです。そして、移動の自由を考えるとき、住んでいる場所によって助成の金額が違うという点については、旭川市のどの場所でも移動を確保するという視点で大切だと思います。

ただ、値上げ幅は、現在の物価高騰の中で重く感じると思います。今後の物価高騰対策等も含めて、利用の抑制につながらないよう、さらなる激変緩和策を求めていきたいと思います。

交付時負担金の改定により、利用者の負担割合が上がり、市の負担割合が下がることになります。導入時にバス会社の負担を減らしていくと聞いたという言葉もありますが、なぜ市の負担割合を維持しないのか、伺います。

学用品のリユースは、期待感の大きい事業です。今回は小中学校が対象ですが、今後、リサイクルセンターや粗大ごみとして回収される物品の再利用など、高校までの拡大もぜひしていただきたいと指摘をいたします。

このリユース事業の声として、提供者が特定されないようにや、衛生面での心配といった声もありますので、譲渡方法等含めて、事業構築には丁寧な説明が必要だと考えます。

説明の予定等、今後の流れについて伺います。

無償で行うのか、少し負担を求めるのかによって、提供の意識や大切につなぐリサイクルの視点も加わると考えますが、見解を伺います。

また、これまで、男女共通制服についてなど、様々な議員が制服については議論を行ってきたと思います。私も、いろいろな意見を聞きながら、これも本当に賛同だなと思うところがたくさんありました。

今回を機に、今後は、デザイン等の決定等の過程等を含めて、共通化といった少子化を見据えた政策を考えていかがかと思いますが、予定があるのかを伺います。

そして、通告に入つておりました給食費の値上げについてです。

給食費については、毎年、学校長やPTAの代表による検討委員会において検討されています。令和8年度の給食費の値上げについて、一旦整理された改定案をさらに見直して、2段階での検討がなされたというふうに説明を受けましたが、その理由と改定額について伺います。

また、これまで、旭川市は物価高騰対策として給食費の値上げ分を補填してきました。2年連続での値上げとなることについて、国で検討されている給食費無償化の動向も踏まえて、旭川市としてどのような対策を考えているのかを伺います。

加えて、給食費の値上げに伴う保護者負担に関しては、初日の質問で検討するとの答弁でした。今回の給食費の値上げ幅に関する市の見解を伺います。

その質疑後、国の給食費無償化の検討において、自治体にも一定の負担を求めるとの報道があることに対して、市の見解を伺いたいと思います。

今回の給食費値上げに係る旭川市学校給食物資共同購入委員会は11月26日に行われ、臨時総会での説明時、その会場での雑談の中で、給食費の徴収状況について、就学援助制度の基準から僅かに外れる世帯が結構苦労している、さらなる未納額が拡大しないかを懸念している、そういう声もありました。こうした状況をどのように捉えているのでしょうか、伺います。

もう一度申し上げますけれども、熊に関しては、緊急銃猟制度というのは使用できる場所というのが限られています。冬の間に、今回の問題個体の傾向を分析して、話し合い、準備することが必要です。

今年はドングリ類の不作が言われていますが、それは、2年続けてこれまで豊作でしたので、昨年、そして今年の春の花の状況からもう分かっていたことなわけです。予想できていたわけです。森を切り開くときに、ウェンカムイ、いわゆる問題個体になってしまふ、これは人がしてしまうという側面もあります。長期的視野で考えるときに、森の豊かさを取り戻す環境部としての政策が必要だというふうに私は考えています。

また、市職員の中には、一定程度、銃の免許を持っている職員はおりますけれども、旭川市として専門的知識を継承していく、そういう仕組みづくりをどう考えているのか、それを伺います。

ここは旭川市です。マイセン市と連携している有田市ではありません。旭川は磁器の産地でもありません。私は、マイセンに対して、実は大変申し訳なく思っています。もっと大切に、きらきらしたものとして扱っていただきたい。市民の様々なことに使える財源ではなくて、マイセン自体が稼ぎ出すことができる、そんな予算を使って展覧会ができるはずなのに、そういう扱いでもないんですね。あまりにかみ合わなくて申し訳ないなと思いながらも、旭川市図書館の専門書を2つ紹介させていただきました。差し出がましいなと思いながらも紹介しました。

そして、本当に、それを見る限りでもすばらしいコレクションです。今回、アウグスト3世の名前を出していて、そして、唯一の愛妃であるマリア・ヨーゼファ妃の名前を載せない、それも寂しいなと思いました。

歴史的、文学的、美術的、どのような切り口で今回展示を作ったとしても、私はもともと博物館や図書館におりましたので、これほどわくわくするような展示ができるものはない、そう思っています。なのに、今回は本当にパーティションの奥にあるということだと思います。

展示等に対して、専門的知識が絶対的に必要だと思います。そういうことを考えても、しっかりと予算をつけて文化行政等で行うんじやないかと思っていましたが、現段階では価値を評価してくれるべきところがあるのかどうか、そういうところのほうがふさわしいんじゃないかと言わざるを得ないのでしょうか。

最近、総合政策部は、ポスターを貼ったり、マイセンを展示したり、総合政策なのかがちょっと疑問だなというお仕事をなさっていますけれども、ぜひ、今回担当するに当たって、担当する政策的な意義と、このようなすばらしいコレクションを展示する、その展示に携わる意気込みをぜひ伺いたいと思います。

障がい者計画について、想定していた以上に障害や障害者に対する理解が進んでいるとは言えない状況となった、こういった要因についてどのように考えていますでしょうか。

また、障害者の権利に関する条約に日本は批准しておりますが、第1回の政府報告に対して総括所見が出されております。今回の計画の改定は、この勧告後、初めての改定なわけですが、今回の計画が持つ意味に対して、また、所見に基づいて加えた政策や重点化したものがあるのか、伺いたいと思います。

以上、2回目です。

○副議長（品田ときえ） 三宅地域振興部長。

○地域振興部長（三宅智彦） 市民の移動を守るためにあります。

本市の路線バス事業は、民間企業により運営されておりすることから、バス事業者におけるサービスとコストの両立は、事業存続にとって必要不可欠な要素であると認識しております。

これまで、市としまして、公共交通機能の維持に向け、利用促進など、事業者と連携した対応を図ってまいりましたが、利用者の減少など厳しい経営環境の中で民間企業に運営いただいている現状を踏まえ、将来的な都市づくりを支えるため、多様な輸送資源を活用しつつ、公共交通網の形成を適宜進めていく必要があると考えております。

今後も、事業者とともに事業存続に向けた課題の共有を図りながら、効率性と利便性の確保による持続可能な公共交通の構築に向けた対応を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 高田保険制度担当部長。

○福祉保険部保険制度担当部長（高田敏和） 寿バスカードに関しての方向性についてあります。

寿バスカード交付時負担金につきましては、片道分の運賃平均額を基に算出しております。

平成18年度の導入以降、バス運賃の値上げに際して改定を行うことについては、利用者の利便性の点から慎重に対応してきたところですが、その間も、1乗車時100円の利用者負担額と正規運賃額との差額は拡大し、利用者の負担割合の低下と市の負担割合の増加の上昇が続いております。

本制度は、高齢者福祉施策の推進はもとより、運転免許証の自主返納による高齢者ドライバーの事故防止等にも資することから、制度を安定的に継続するためには、利用者の皆様にも一定の御負担をお願いすることが必要であると考えております。

○副議長（品田ときえ） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 初めに、学用品などのリユースについてあります。

保護者アンケートの結果を参考に、リユースにふさわしい品目を選定し、あわせて、回収や譲渡方法についても、保護者が利用しやすく、学校の負担増とならないよう、また、無償での取組手法を検討してまいります。

こうした取組は、保護者負担の軽減に加え、地域社会全体で物を大切にする心を育み、持続可能な社会の実現にもつながるため、学校や家庭、地域と連携しながら進めていくことが重要であると考えています。

中学校の制服については、男子が詰め襟学生服、女子がセーラー服から、男女ともブレザーが主流に変わっており、各学校においては、生徒が主体的に関わりを持ちながら見直しを行っておりまます。今後、生徒や保護者、また各学校から制服の統一を望む声が高まってきたときには、

意見交換を重ねた上でデザイン性や共通化も含めて検討をしてまいります。

次に、給食費の値上げについてであります。

今年度、学校給食費検討委員会を4回開催し、3回目の会議において改定案を整理した直後に、米の供給元である北海道学校給食会からさらなる米価の値上げが見込まれるとの連絡があり、急遽、書面会議により改定額の見直しに至ったものであります。

米どころの本市では積極的に米飯給食を進めてまいりましたが、米価の上昇が著しく、抑制策として一部をパン食に切り替え、値上げ幅を小学校で1食当たり37円、月額では600円、年額では7千200円、中学校で1食当たり44円、月額では700円、年額では、1、2年生で8千400円、3年生で7千900円とする改定案を取りまとめ、旭川市学校給食物資共同購入委員会と東旭川学校給食運営委員会の臨時総会で承認を得たところです。

物価高騰の中で子育て世帯の経済的負担が増しており、今年度に続く給食費値上げは、児童生徒を抱える保護者にとって影響は小さくないものと認識しております。

学校給食費については、国の無償化検討において恒久的な制度が早期に構築されることが望ましいと考えており、引き続き、国の状況も見極めながら、保護者負担の在り方を検討してまいります。

今回の値上げ幅は、物価動向を踏まえ、必要な栄養価やエネルギー量を確保し、バランスの取れた給食を提供するため、抑制策を講じた上で算定したものであり、必要な額と考えております。

給食費の無償化については、義務教育の一環として、全国どこの自治体においても格差が生じないよう、国において確実に実施されるべきものと考えております。

また、世帯の所得金額が就学援助制度の基準額を僅かに超えるため、支援を受けられない世帯については、支援を受けられる世帯以上に影響は大きく、厳しい状況にあると認識をしています。

こうした世帯に対し、令和5年度には、国の交付金を活用して給食費の半額相当分の支援を行った経過があり、子育て世帯への負担軽減策を総合的に検証する中で検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 太田環境部長。

○環境部長（太田誠二） ヒグマに関する専門的知識を継承していく仕組みづくりについてでございます。

ヒグマに限らず、野生動物との共生には、我々人間側の意識の変容は欠かせないことであり、そのためには、市といたしましても、議員の御指摘のとおり、専門的知識を組織としてしっかりと継承していくことが重要であると認識しております。

現在、来年度の機構改革に向け、議案を提案してございますが、今後も、専門的知識の継承という視点を取り入れながら組織の体制強化を図ってまいります。

○副議長（品田ときえ） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） マイセン展示会についてであります。

寄贈を受けたマイセンコレクションは、世界的にも価値のある大変貴重なものでございます。有効に活用することで、市民が世界的な文化に触れる機会に加え、より多くの人を本市に呼び込む効果が見込まれるものと考えております。

このため、活用については、文化振興、観光振興、交流人口拡大など、様々な角度から総合的に判断する必要があることから総合政策部が所管しております。

今回の展示会については、まずは市民の皆様に広くマイセンを見ていただくことで、世界的にも

価値のある文化に触れていただく機会となるよう運営し、今後については、さらに大きな視点で市外から多くの人を呼び込み、本市の魅力向上につながるよう、活用方法をしっかりと検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 障がい者計画についてでございます。

障害者への理解が進まない要因は様々あるかと思いますが、一つには、障害のある人とない人の関わる機会が少ないため、あるいは限られているためと考えております。

また、策定中の第5次計画は、障害者の権利条約の総括所見後の策定でありますことから、国連から指摘のあった権利の認識不足や地域移行、障害者団体との協議強化を意識したものとなっております。

そのため、本計画では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の下、差別解消の取組の拡充や権利擁護の推進、政策決定プロセスへの障害者団体の関与の具体化、また、その人らしく暮らすための支援体制の充実を掲げております。さらに、障害者やその家族などが自立して生活できる社会を実現するためには、障害や障害者に対する理解促進が重要となるため、障害者団体との協力の下、普及啓発活動を新たに盛り込んだところでございます。

○副議長（品田ときえ） 江川議員。

○江川あや議員 札幌市のように市営で交通を持たず、富良野市のように企業に出資していない旭川市における公共交通への投資は、まだ少ないと言えます。交通手段維持のための補助に加え、リビルドのための投資も必要であると指摘をいたします。

民間企業とともに将来的な都市機能の維持をどこに集積していくのか。そのために住民に丁寧に説明をしていくことも必要なではないでしょうか。

ただ、現状で言うと、乗れば維持できる路線というのは一定程度あります。決算の分科会でも言いましたが、具体的に、ここは乗らないと減りますよ、黄色線区ですよ、黄色バス線区ですよということを、先にお知らせする仕組みを考えていただきたいと思います。

寿バスカードは、維持をしていくためにも、さらなる激変緩和措置をぜひお願いしたいと思います。一定程度の受益者負担を否定するものではありません。けれども、やはりちょっと多いのではないかというふうに思います。

彫刻刀などに関しては、学校単位での備品化がやりやすいのではないかなどというふうに思うところです。

また、制服については、制服の統一を望む声が高まってきたときにはということですので、私も今後さらに勉強して、ぜひ高めていっていただきたいなどというふうに思っています。

給食費に関しては、今回の臨時的な国交付金の活用の可能性を御答弁いただきましたが、加えて、基金の活用等で保護者負担の値上げをしないように、ぜひ求めたいと思います。

森や現場に入ると、いろいろな知識を学ぶことができます。ヒグマだけではありません。足跡などの痕跡や、出没したらまずい場所、ヒグマが出てきたらまずいという場所ですね。

今、一番市民に知ってほしいなと思うのは、ヒグマの臭いですね、私は。動物園にいるヒグマでも、そこそこの香りが分かりますので、ぜひ五感で危険を感じるといったことも学んでほしいと思います。今後もいろいろと判断をしていきたいと思います。

マイセンについては、展示をすごく楽しみにしています。本当に、ルパンとか、コナンとか怪盗キッドとか、出てこないことを祈っているのと、本当に無事に何事もなく終えられるように心から祈っております。

総括所見では、分離教育の中止というのがまず挙げられていますし、隣で一緒に学び、そして働いていないから理解が進まないのではないかでしょうか。障害のある、なしにかかわらず、分離も対立も起こります。対立をあおる世情の中で特別にというふうにしていくと、さらに対立になっていく分離されていく、そういったことがあるのではないかでしょうか。過去の事例、そして現状の事例から、とても不安に思っています。

また、理念計画と実施計画をそれぞれつくることに関して、これが本当に計画だけをつくる課ではないと思っているので、ぜひ、このあたり、少し考えていただいて、何らかの改善をしていただきたいと指摘いたします。

そして、何より、これらの計画が、特別な配慮のためではなく、合理的配慮を具現化するものであってほしいと願っております。

さて、冒頭で申し上げましたように、今回、全てを貫いて一つの事柄を考えようと思っておりました。

市長に伺います。

これまで伺ってきましたように、市民の安心、安全を考えた政策決定と財源の獲得の考え方について伺いたいと思います。

そして、インフラ整備である地域公共交通、将来を担う子どもたちを健やかに育てること、この豊かな自然の中で生活すること、文化的な感性を持つこと、いつ、どのような状態になっても生活を維持できるということ、それらの市民生活に影響のある様々な喫緊の課題だと思っています。喫緊の事由に対して、きらきらした見栄えのいいものだけではなく、市民の福祉の向上を考えておられることだと思います。共に生きる全ての市民の不安に対して、市長の言葉で明確な答弁を求めたいと思います。

そして、最後に、教育長に伺います。

教育長は、私が議員になったとき、総務部長としてすぐに声をかけてくださいました。本当にいろんなことを教えていただきました。感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今回は、教育に関して2点取り上げさせていただきました。新しい制度の創設や給食費の値上げなど、これまで本当に様々な視点とバランスで教育行政を率いてこられたことだと思います。旭川で育つ子どもたちに向けて、そして、これからどのような思いで未来を残していくのか、教育長にお聞かせいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 今津市長。

○市長（今津寛介） まず、市民の安心、安全についてでございます。

市長である私の使命は、市民の生命と健康、生活を守り、そして、力強い経済を確立し、夢と希望の持てる旭川をつくることでございます。

公共交通については、市民生活に不可欠なものであり、観光面でも重要であることから、バス事業者等と連携を図り、市民の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に取り組んでまいります。

次に、給食費の無償化につきましては、国の動向を見極め、要望活動等により地方の実情を伝えるとともに、保護者負担の在り方の検討も行います。

また、新たに子ども未来リユースバンクを創設し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

ヒグマ対策については、市民の安全を守るため、引き続き、専門家や獣友会、警察との連携を図り、必要な対策を行ってまいります。

マイセンにつきましては、まずは、市民が世界的な文化に触れる機会を設け、今後、多くの人を呼び込み、外貨獲得やデザイン創造都市としての魅力向上につなげてまいります。

さらに、誰もが共に支え合う地域共生社会の構築を目指し、第5次旭川市障がい者計画の策定を進めてまいります。

今後も、子育て支援や地域経済の活性化、市民生活の安全、安心など、本市の課題解決や地域の魅力向上につながる事業に優先的に取り組み、コスト削減や国からの補助金の獲得など、財源確保もしっかりと行い、市政を前進させてまいりたいと存じます。

○副議長（品田ときえ） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） これまでの思いと本市の未来を担う子どもたちへのメッセージというお尋ねをいただきました。ありがとうございます。

令和4年10月に教育長に就任して以来、いじめによる大変痛ましい出来事を二度と起こしてはならないという思いの下、いただいた報告書の提言を基に、これまでの対策を抜本的に見直し、いじめ防止対策推進条例の制定に取り組むとともに、今津市長がリードされてきたいじめ防止対策「旭川モデル」の取組に平仄を合わせながら、子どもたちの命と尊厳を守り抜き、安心、安全を確立すべく再発防止に力を注いできたところであります。

積極的ないじめの認知や事案への組織的対応については、教員が苦労するという面はあるものの、児童生徒中心において学校と保護者が意思疎通を図るということを通じて、改めて相互理解が深まったということにもなったものというふうに思っているところであります。

VUCAと言われる変化の激しい時代であります。様々な人々と協働しながら、この変化を乗り越えて豊かな人生を切り開いていくために、自分らしく学び、価値を創造していく力を身につけるということが大切なことから、文部科学省の指定を受けて、タブレットを使った新たな学び方についての授業改善を進めるような取組など、教育環境の充実を図ってきたというところであります。

学校における学びや生活といった日常の営みというふうになった取組を着実に推進していくということの積み重ねが、本市に関わる人々の将来にわたる持続的な幸福や、豊かさ、地域に対する愛着の形成につながっていくものというふうに私は信じております。

子どもたちには、ふるさと旭川への愛着と誇りを胸に、夢や目標に向かって力強く歩んでいってほしいという思いであります。同時に、自ら考え、仲間とともに学ぶ姿勢をいつまでも大切にしてもらいたいと思っておりますし、多様な考え方や世界中の情報に触れながら、自ら課題を見つけて解決する力を身につけるとともに、自分と仲間を愛して心豊かな子ども、心身ともにしなやかにたくましい子どもであってほしいということも願っているところであります。

互いを認め合って他者の痛みが分かる、そういう優しさを持って心も体も満たされたウェルビーティングな未来を子どもたち自身の手で切り開いていくということを心から願っているところであります。

○副議長（品田ときえ） 以上で、江川議員の質問を終了いたします。

（江川議員、議員席に着席）

○副議長（品田ときえ） 次に、上野議員。

（上野議員、質疑質問席に着席）

○上野和幸議員 通告に従いまして、質問をいたします。

まずは、2025年、今年ですが、旭川市長選の北海道新聞旭川支社主催の公開討論会においての市長発言について、市長にお伺いいたします。

この件につきましては、旭川いじめ事案に関係している1人の市民が刑事告訴をしております。

まずは、事実の確認をさせていただきますが、マスコミ報道によりますと、2025年8月26日に開催された北海道新聞社旭川支社主催の市長選公開討論会において、市長は、この1人の市民について、いまだに反省の色を一つも見せておりませんと発言をされております。この発言は、北海道新聞紙面及びウェブ版に掲載され、さらにSNSを通じて急速に拡散し、この1人の市民の名誉と社会的信用は大きく損なわれました。

この1人の市民は、既に現職を退いて退職しており、一般市民として生活を送っている立場でございます。これに対して、市長は、現職市長として極めて強い社会的影響力と権力を有しております。1人の市民に対しての否定的な発言は、社会に大きな影響を及ぼしたと思っております。

私は、この発言について、2つの視点から質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、市長はなぜこのような表現の発言をしたのか、その理由についてお聞かせください。

2つ目は、このような公の場で個人を限定した否定的な発言をした行為について、市長という立場から適切であったかどうかについてお示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 今津市長。

○市長（今津寛介） 公開討論会での私の発言でございますが、報道で知る限り、刑事告訴に関わることでございますので、この場でのお答えは差し控えさせていただきます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 やはり、お答えはいただけませんね。

市長は、言いたいことはたくさんあると思うのですけども、そういう状況ですので、今の答弁は理解いたしました。

そこで、1人の市民は、今回のことでのマスコミに対してこのようにプレスリリースで出しております。「私は、一私人として平穏な生活を送りたいだけです。しかし、公職にある市長が根拠のない言葉で社会的評価を下げるとは、元教育者としても市民としても看過できません。司法の公正な判断を信じております。私は、これまで、調査報告書の誤りをただし、報道被害を訴えるという公益的な目的に基づいた言論活動を行ってきただけです。これを反省していないと名指して断定することは、市長による個人攻撃にほかなりません。発言の自由が封じられるような旭川市であってはならず、今津市長の発言は、私にとって、中傷被害をさらに加速させるものです」とコメントを残しております。

市長、ぜひ、この1人の市民の声に耳を傾けていただき、丁寧な対応をお願いしたいと申し上げて、この項目についての私の質問は終わらせていただきます。

次に、部活動改革及び地域クラブ活動についてお聞きをいたします。

部長不在のため、副市長に答弁していただくことになりますけれども、大変恐縮しております。

部活動の地域移行については、令和7年度、今年の10月に国から出されたガイドラインで、令和8年度から10年度にかけて、新たな改革実行期間として、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等についての国の考え方が示されました。この改革実行期間内に、休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す、平日については、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進という取組方針が示されました。いよいよ本格的に部活動改革が動き出した感があります。

このような動きの中で、本市の現状について質問をさせていただきたいと思います。

まずは、これまで、令和5年度から令和7年度にかけて改革推進期間としての位置づけで様々な取組を行ってきたと思いますが、そこで見えてきた課題はどのようなことだったのか、お示しをいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 御質問の内容につきましては、令和7年度に北海道でアンケート調査も行ってございますが、そのアンケート調査の結果から、生徒や保護者がクラブ活動に求めるものや、違う種目をやってみたいとの意向のほか、参加費用の許容額を確認できた一方で、地域移行の制度について知らないとする生徒や保護者が多かったことから、今後取組を進めるに当たりましては、しっかりと情報を提供、共有する必要があるものと受け止めております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 すみません、私は、ちょっとどこか飛ばしたかも分かりません。申し訳ございません。

このアンケート調査の結果で、今お聞きしまして驚いたのは、学校部活動の地域移行制度について知らない生徒や保護者がいるということです。この間、3年間あったのですけれども、それでもなおかつ知らない方がいらっしゃると、私の周りにはたくさんおりますけれども。答弁にもあるように、しっかりととした情報を提供して、早急に共有する必要性があると指摘をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、令和5年度には実際に実証実験というのも行っていると思いますが、その内容と、どんな成果が得られたのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 令和5年度に、9競技についてスポーツ教室を行い、延べ約200人の生徒が参加してございます。

アンケート調査から、いつもと違う指導者から指導を受けることなど、おおむね好評だったことや、参加料への認識、交通手段などについて把握をしたところでございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 実証事業については、大変好評であったということあります。しかしながら、短期であり、数回の取組ではなかなか実態は分からなかつたのかなと思います。

それでは、これら令和5年度から7年度の改革推進期間に行った事業によって、全体で浮き彫りになった課題というのはどのようなものがあるか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 先ほど、答弁させていただきました実証事業では、通常の部活動を行なうながらの実施だったため、地域展開の一つの形態であるニュースポーツなど部活動にはない種目への参加者が少なかったことや、指導者の確保が難しかったこと、冬期間の交通手段をどうするかなどの課題があつたところでございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 これら改革期間で行った課題というのを今お聞きして、分かりました。大体、私が予想していたような課題が出てきたのかなというふうに思っています。

それで、そのことについては、後ほどまたちょっと細かなことを聞かせていただきますけれども、本市の今後の取組についてお聞きをいたします。

私は、先日、子育て文教常任委員会の視察で兵庫県の加古川市の先進的な実践というのを見てきました。加古川市においては、2年後には学校部活動をなくし、中学生の放課後の時間を見直していくスケジュールが示されています。これは部活動移行というのではなくて、部活動ではない、部活動も含んだ学校の放課後の見直しをするということでした。もう既に、一部、地域クラブの選考にも入っております。また、神戸市においても、2年後には学校部活動を廃止するという宣言を早々に出しまして、両市とも、市民に対し、周知が徹底しております。

私は、早ければいいというふうには思っておりませんが、先ほど述べたとおり、旭川市としての方向性を早急に示すべきだと思っています。他府県の地域によっては、吹奏楽部、これら文化系の部活動については、学校部活動として残すなんというところもございますし、旭川市も実態に合った判断を早急にすべきだと思いますが、見解をお示しください。

また、スケジュール等が決まっておりましたら、それも併せてお示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） スポーツ庁、文化庁におきましては、今月、新たなガイドラインを作成するとされてございます。

本市におきましても、運動部活動につきましては、将来においても生徒たちのスポーツする機会を確保し、その選択肢が広がるよう取組を進めていく必要がございます。今後、関係者にアンケートなどを取りながら、今年度中には本市の基本方針案を定め、令和9年中をめどに開始できるよう検討を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 田村社会教育部長。

○社会教育部長（田村 司） 文化系部活動につきましても、文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備していく必要があります。

今後につきましては、教職員や保護者等へのアンケート調査の結果を踏まえ、指導者等の確保の状況を見極めながら、国が示します令和13年度までに部活動の地域展開の実現に向け、検討を進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁で、やはり、運動系部活動と文化系部活動で地域展開の実現時期が違うということを改めて認識させていただきました。

運動系については、令和9年度に部活動の地域展開の開始を目指すということ、実際は土日につ

いては試行も行っているのですけれども、文科系については、じっくり時間をかけて、令和13年度に地域展開の実現を目指すということで理解をいたしました。

私は、この学校部活動の地域展開については、かなり難題であり、時間を要すると思っております。その解決のためには、学校部活動地域展開のプロジェクトをつくるべきだと考えております。

本市については、これらをどのように進めていくつもりなのか、お示しをいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 学校の部活動に関しましては、これまでも、学校、保護者、生徒への対応は学校教育部、スポーツ団体への対応は観光スポーツ部で、文化団体への対応は社会教育部で連携を取りながら進めてまいりました。

今後も、序的に情報共有しながら連携をして進めてまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 各部の連携で進めているということでございますけれども、先ほど申し上げたように、非常に、令和9年度ってあつという間に来ると思うんですね。その中で連携をしながらこれを進めていくと、この3年間の動きを見ていてもなかなか難しいものがあるのかなど。それについては、やはり、特別な何かプロジェクトのチームを形成するなり、やっぱり素案をつくるようなところがないと先に進まない、そういうことをすべきだと、これを指摘させていただきたいと思います。

それでは、多少、ここからは具体的な話になりますけど、国のガイドラインによりますと、地域クラブの認定を自治体が行うことになっております。旭川市の一番の課題は、地域の受皿の問題であると思います。

市はどのようなイメージで地域の受皿を考えているのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 地域の受皿でございますけれども、現在ある各スポーツ団体や総合型地域スポーツクラブのほか、中学校だけではなく、小学校の教員の皆様にも、希望すれば兼職、兼業により関わることも想定してございます。また、中学生年代への適正な指導を確保するため、国が定める基準に基づき、本市が受皿となる団体を認定することを想定してございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 これも大きな課題であるかなと思っております。

それでは、次に、地域クラブの運営についてもちょっと聞かせてください。

それと、親の負担についてです。私が懸念するのは、子どもたちの移動手段と経費についてでございます。親の負担が大きくなると、子どもたちの活動にやはり貧富の格差というのが生まれてくるのではないかと心配しております。お金がないと活動に参加できない子どもが出てくるということ、これは、絶対にあってはならないと思います。

それらのことにつきまして、市としてはどのような見解をお持ちなのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） 地域展開におきましては、受皿となるクラブが会費を設定するため、保護者の負担は現状よりも高額になることも想定されますが、国からは、受皿となる団体の認定要件の

確認事項案として、可能な限り低廉な会費とすることが示されてございます。また、生徒の希望によっては遠方の会場に通う必要があり、特に冬期間において移動が厳しくなることも想定されてございます。

今後、生徒が家庭の事情にかかわらず希望する活動に参加することができるよう、市として検討をしてまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 せんだって加古川の話を聞いてきたという話をしましたけど、やはり、公共交通が非常に充実しているところなので、子どもたちが自由に動けるという状況があります。北海道は、特に冬の間は自転車に乗れないということもありまして、そのあたりはかなりの今後の課題になるのかなというふうに押さえております。

次の質問です。

国のガイドライン、地域クラブの在り方のページにはこのように書いてあります。地域クラブは、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させた活動であるとの文言があります。

この部活動の担ってきた教育的意義とはどのように認識されているのか、お聞かせください。

また、地域クラブだけではなく、今後、学校教育の中でもこの教育的意義というのを継承していくこともあると思いますので、教育長にこの辺についてはお答えいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 野崎教育長。

○教育長（野崎幸宏） 部活動でありますけれども、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものでありますし、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するということから、学校教育の一環として教育的意義が高いものであると思っております。

部活動の地域展開におきましては、本年5月に国が示した最終取りまとめにおいて、地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義があり、継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものであるとされていることから、地域展開後も部活動が担ってきた教育的意義は継承、発展され、子どもたちの人格形成に資する活動が行われていくものというふうに認識をしているところであります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 教育長、ありがとうございました。

確かに、今お話があったように継承されていくべきだと思うのですけれども、最近、ちょっとＳＮＳなんかを見てみると、実際にやっているところでは、教育的意義なんかは継承できないと断言している地域クラブの方もいらっしゃいます。そういう意味では、学校部活動が担ってきた、私も二十数年やってきましたけれども、その中で出てきた、先輩、後輩の間柄だとか、ルールを守るとか、いろいろ様々な教育的価値がやっぱり部活動の中にありますし、ぜひ、市で認定する際には、そのあたりも重要視して地域のクラブを選定していただければと指摘させていただきます。

それでは、この項目はこれで終わります。

続きまして、午前中もありましたカムイスキーリンクスについてお聞きいたします。

視点が違いますので、そのまま続けさせていただきます。

初めに、カムイスキーリンクス管理運営計画で示す3つの機能、交流人口増をもたらす体験型觀

光の拠点としての機能、競技力向上に向けたスノースポーツの競技拠点としての機能、長く愛され続ける市民スキー場としての役割について、この考え方を示すとともに、また、その優先順位はどのような優先順位を考えておられるのか、あればお示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクス管理運営計画でお示ししている3つの役割や機能につきましては、国設スキー場として昭和の初期から長く親しまれてきた歴史に加え、多くの大会を誘致してきた実績、そして、近年ではインバウンド需要の増加に対応する冬季観光施設としての重要な役割を担っていることを踏まえまして設定したものであります。これら3つの要素をバランスよく伸ばしていくことが、カムイスキーリンクスの安定的な運営を目指す上で重要であるものと考えてございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 お話から、優先順位はない、これらをバランスよく伸ばしていきたいというカムイスキー場のコンセプトだと理解いたしました。当初、市民スキー場からスタートした山でもございますし、市民に愛されるという部分については、本当に大事にしていただければなというふうに思っています。

そんな中で、市民の方からいただいた現状の課題について、2点だけちょっとお聞きいたします。シーズンが始まる前にお聞きしたいということで聞かせていただきます。

1点目は、昨日の答弁の中でも答えはいただいているんですけども、改めて聞かせてください。

学校スキー授業の際に、昼食を食べる場所がなく、寒い中、小中学生が外で震えながら昼食を食べているとお聞きしました。ぜひ、シーズンが始まる前に対応をお願いしたいのですが、見解をお聞かせください。

2点目は、リフト券についてですが、1日券、これがございますけれども、中学生券というのではなくて、小学生券の後は全部大人になってしまうということを聞きました。

今後、スキー人口を増やすことも大事な要素だと思うので、中学生がやはり安い値段でスキーを滑れるようになる必要があるのかなというふうに私は思っておりますが、これについての見解をお示しください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスの休憩スペースの不足につきましては、今シーズンのオープンに合わせまして、DMOの事業として新たにプレハブ施設を設置する予定であり、今後もセンターハウスの狭隘化対策に取り組んでまいります。

また、リフト料金の区分につきましては、多くの近隣スキー場も同様の取扱いであり、道内には中学生の区分を設定している施設もございますが、購入時に学生証の提示を求めるなど確認作業が必要であるといった課題もあると伺っており、御指摘の若年スキー人口増は市としても課題として考えてございますけれども、引き続き様々な方法を検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 昼食場所については昨日もお聞きして、プレハブ施設を設置されるという答弁がございまして、大変うれしく思っております。ただ、その中で、レンタルスキー等の違う業務もあるということで、一遍に幾つかの学校が重なったときには、それでも不十分なのかなというちょっと

と不安はございますが、内々ではこれを造っていただくことで、感謝を申し上げたいと思っております。

それから、中学生の1日券についても、いろいろ、システム上、難しいところはあると思うのですけれども、ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと視点を変えますが、次に、カムイスキーリンクスの観光としてのコンセプトであり、DMOがかねてから唱えているマウンテンシティリゾートについてのこれまでの評価と今後の考え方についてお聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） マウンテンシティリゾートについてのお尋ねでございますが、いわゆるアフタースキーを市内中心部で楽しんでいただくことがマウンテンシティリゾートの考え方でございますが、カムイスキーリンクスのインバウンド需要が急増していることを踏まえますと、宿泊や飲食といった中心部の活性化にも大きく貢献できているものと認識をしています。

今後におきましても、カムイスキーリンクスと市内中心部との連携を図りながら、さらなる相乗効果を発揮できるよう市として取り組んでまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 私は、当初、DMOさんとこの点で大分やり合って、本当にこれで大丈夫なのかなどと言っていた時期がございました。

昨今、見ていると、やっぱり、さんろく街、歓楽街にも、今まで見られなかった、東南アジア系の外国人の方じゃない、オーストラリアとかニュージーランドからスキーをやりに来ているという、そういう外国人の方を見かけます。そういう意味では、このインバウンド需要の増加をもってマウンテンシティリゾートの一つの評価になるのかなというふうに私も認識しております。

それでは、今のはどのように変化していくか、これから分からぬのですけれども、カムイスキーリンクスの今後の中期的目標値と、さらに、スキー場ですからいろんな施設等にお金がかかると思うのですよね。そういう投資計画についてどのようにお考えなのか、お示しをいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクス管理運営計画では、来場者数は今後も堅調に推移すると見込んでおり、施設の改修費用等の原資となる基金を毎年度8千万円程度積み上げていくことを目標としています。

また、今後の施設整備につきましては、安定的な経営を通じ、必要な財源が確保できることが前提とはなりますが、センターハウスの休憩所の拡張や電気設備などの改修、ゴンドラやリフトのオーバーホールを行うことを計画してございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 毎年度8千万円程度の積み上げというのを考えていると。細かなことについては本日は聞かせんけれども、今までの流れからこういう見通しを持っているということあります。

ただ、スキー場の施設は、先ほども言いましたけれども、多額な経費がかかりますので、8千万円で、これで本当にできるのかどうなのかというあたり、このあたりも今後の課題なのかなというふうに思っています。

そういう観点も含めて、今後、スキー場の経営形態、それから運営方法、これについて、民間を活用した様々な選択肢、これもあるかと思うのですけれども、市としてはどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクスの経営形態、運営手法についてでありますけれども、安定した経営を通じて利便性のさらなる向上を図り、今後も長期にわたって多くの利用者から愛されるスキー場としてあり続けることができるよう、様々な選択肢を持ちながら今後も検討してまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 なかなか、この場でどうこうするという具体的なことは出せないのかなというふうに思いますが、いろんな選択肢も含めて考えていただけるということですね。

それでは、ここから民間のリゾート開発についてお聞きしますが、マスコミなどの情報から、民間の企業が開発の準備を進めているということで、私もこの企業のトップの方とせんだってお話しして、いろいろお話を伺いました。

今日の午前中でも話がありましたけれども、これまで何度もぐらい話合いを持ったのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） カムイスキーリンクス周辺でリゾート開発を計画している企業とは、昨年度から今年度にかけまして10回を超える打合せなどを行っており、道路の計画ですとか、給水計画などの開発行為に関わることや林地開発等に関することについて、本市の各担当部署において、随時、相談、協議を行ってきたところでございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 今日の午前中の答弁で、かなり、そういう開発行為についてはいろんなハードルがまだまだあるようですし、私も以前の質問の中で、ニセコのようになっては困るんだという話も一度したことあるんですけども、やはり、ルールづくりを含めて、午前中の御答弁にあったように慎重に検討していただきたいなというふうには思っております。

ただ、そういった中で、この間、その企業の方に話を聞いたんですけども、かなり夢のあるプランでございまして、このように言っていました。カムイスキーリンクスの可能性は世界一だって言っていました。彼は、世界各国のスキー場をもちろん回っておりますんで、いろんなところを見てきたけれども、こんなに可能性のあるスキー場というのは見たことがないというのが、何か、今回の開発のきっかけだったように聞いています。

それに対して、このような民間のリゾート開発に対する市の考えはどのようにになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 菅野副市長。

○副市長（菅野直行） ただいま上野議員さんから御指摘がありましたように、世界のスキー場をよく知る事業者がスキー場としてのカムイスキーリンクスを高く評価していただいた上で開発計画と承知してございますので、このことにつきましては、スキー場設置者として大変うれしく感じているところでございます。

御質問の事業につきましては、民間主体の事業でございますので、今後、開発許可等に関わる手続が進められる中で、法令等に基づき、丁寧に、そして慎重に対応してまいります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 今回のこの質問で、最初に答弁をいただいた3つの役割や機能をバランスよく伸ばしていくというのが本市の考え方であると理解いたしましたが、また、DMOの唱えるマウンテンシティリゾートのコンセプトもインバウンドに支えられながら需要を伸ばしている、いい方向に進んでいると思います。それに、この民間の開発がうまい具合にいろんなものをクリアできて加わるとなれば、スキーパーのいろんな嗜好に合わせたコースが、いろんなことができるのではないかなど私も夢をちょっと思っております。

ぜひ、今後、十分な検討を重ねていただきたいとお願い申し上げて、この項目については終わらせていただきます。

続いて、花咲スポーツ公園球技場についてお聞きします。

花咲スポーツ公園再整備基本計画の球技場だけに関してお聞きいたしますが、中間取りまとめの全体計画の中では、機能見直しを検討している施設に球技場が含まれております。どのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ） 槙井副市長。

○副市長（槙井正将） 花咲スポーツ公園再整備計画中間取りまとめにつきましては、令和5年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想に示された既存施設の改修方針に基づきまして、令和8年度に花咲スポーツ公園再整備基本計画を策定することとしておりますが、特に機能見直しを検討することとした施設のうち、現在の市民利用に大きな影響を与える施設について、事前に市民の意見を伺いながら市の考え方を取りまとめることとしたものでございます。

この中で、球技場施設につきましては、夏季は球技場として、冬季はスケート場として利用されており、まずは、基本構想において、気象状況等の変化から屋外での安定した環境維持が難しく、その在り方を検討することとしていたスケート場について取りまとめを行ったものでございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁で球技場を利用したスケート場の話が出てきましたけれども、その点をもう少し詳しくお話しいただけますか。

○副議長（品田ときえ） 槙井副市長。

○副市長（槙井正将） スケート場につきましては、近年の冬季の気温上昇により安定的なスケート場の運営が難しくなっており、レクリエーション等での一定の需要はあるものの、今後のスケート大会開催等の競技利用が見込めないこと、また、気温が高い中、スケートリンクを維持するためには、新たな設備投資が必要であり、さらに維持管理費が現在よりも大幅に増額になることから、令和9年度以降に花咲スケート場を廃止することといたしました。

なお、市内のスケート実施環境の確保に向けては、今後も検討を行うこととしております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 ただいまの答弁において、スケート場の廃止については決定ということで進んでいると受け止めました。

それを受け、私のほうとしては、非常に前から関わっています球技場の芝化についてお聞きい

たしたいと思います。

この球技場の芝化の件については、5年前ぐらいから私は関わって質問しているのですけれども、その間、管理されている土木部の皆さんには、実際に、冬期間、天然芝を植えて実証実験をしていただいたり、スケート関係者の話を聞いてくださったりしましたが、どうもスケート場造りと球技場の芝化を両立することは大変難しいという理由で芝化の話は進んできませんでした。

しかし、ここに来てスケート場の廃止の話が出てきたことで、少し風向きが変わってきたのかなというふうに思っております。また、サッカーJリーグの合宿の話も浮上してきて、いよいよ本格的に考えていただけるかなというふうに思っています。

球技場の芝化についての要望では、当初は天然芝を望んでいたのですが、時代の流れや人工芝の品質向上、サッカー協会主催の全国大会が、人工芝での公式試合、これを認めるようになり、人工芝でお願いしますと強く要望しておりました。

しかしながら、ここに来て、Jリーグの合宿誘致の話、それからスケート場の廃止等のことで、また再び天然芝での整備をお願いしたいと思っているのですが、それについての見解をお示しいただきたいと思います。

○副議長（品田ときえ）　樹井副市長。

○副市長（樹井正将）　本スケート場につきましては、議員が御指摘のとおり、踏み固めた雪の上に水をまき、天然氷を張る方法で整備していたことから、芝の上では雪の踏み固めが十分にできず、強度のある氷を張ることができなかつたことから、球技場の芝化とスケート場の併設ができていなかつたところでございます。

今回の中間取りまとめでは、スケート場廃止の方向性を示しましたことから、来年度の再整備基本計画の策定に当たっては、再整備基本構想に示しておりますのは、昨今の球技競技のニーズに対応するための人工芝化の検討と示しているところではございますけれども、その検討の際には、天然芝についても検討の対象として含めまして、改めて、花咲スポーツ公園の球技場に求められている役割を整理し、利用者のニーズも確認しながら、効率的かつ効果的にその役割を果たすかどうかなどについても含めて検討してまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ）　上野議員。

○上野和幸議員　この件につきましては、サッカー協会のほうからも要望書等が出ると思いますので、検討をお願いいたします。

この項目については、終わらせていただきます。

それでは、次に、旭川市に在留する留学生の安心、安全についてお聞きしたいと思います。

旭川市に多くの留学生がいます。異国之地での慣れない生活に対する不安や、文化や習慣の違いによる悩みだけでなく、昨今の国際情勢に関わる報道や、SNSから発信される様々な意見を目にしてすることで、周りの目が気になつたり不安を感じたりする状況が生じてきております。

そのような外国人学生の困り事や悩み事を相談する窓口が旭川市にはあるのかどうなのか、お答えください

○副議長（品田ときえ）　土岐市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義）　本市では、留学生に限らず、外国人の相談の場、市民と外国人の交流の場として、旭川市国際交流センターを設置しております。

センターでは、旭川市、旭川市国際交流委員会、JICA北海道旭川デスクが一体となり、本市に在住する外国人が、この土地に早くなじみ、快適で充実した暮らしを送れるよう、日本語教室の開催や文化体験、外国人と市民が国籍や言語にとらわれず多文化交流できる各種イベントを開催するほか、国や北海道、関連団体などと連携をしながら生活全般に関する相談に応じております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 国際交流センターは、私も個人的には大変お世話になっております。国際交流センターでは、外国人との交流事業、相談事業をやっているというのを前からちょっと知っていたんですが、そうした情報というのは外国人にきちんと周知されているのか、お示しいただきたいと思います。

また、留学生をはじめとした外国人の方々が本市で生活を始めるに当たって、インターネットからアクセスしやすくすることや、窓口で紹介するなど、国際交流センターの情報を広めることが重要だと思いますが、今後どのように普及を図っていくのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 市長室長。

○総合政策部市長室長（土岐尚義） 旭川市国際交流センターでは、主にホームページやSNSなどを通じて情報発信するとともに、外国人の方々が窓口にお越しになった際には、必要に応じてさらに詳しい情報提供を行っております。

本市に在住の外国人は、ここ10年で約2.7倍に増加しており、センターの果たす役割も大きくなっていると考えておりますので、引き続き、留学生をはじめ、外国人の方々に必要な情報をしっかりとお届けできるよう、デジタル情報の充実はもとより、転入時に手続する窓口や、留学生の受入れ先である教育機関などと連携をして周知を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 ぜひ、その辺、最初にどこに情報があるか分からなければ、なかなか入れないものですからね。外国なんかへ行くと、インフォメーションのアルファベットのIの字がでかく掲げられているところなんかがありまして、ここへ行けばいいんだなど分かるのですけれども、なかなかそういうものが旭川では見られないという感じがします。よろしくお願いをいたします。

続きまして、在留外国人の生活保護受給実態についてお聞きします。

最近、外国人に対する風当たりが厳しくなってきた感じがします。その中でよく話に出るのが、外国人の生活保護の実態についてであります。

そこで、お聞きしますが、本市において外国人の生活保護受給の実態はどのようにになっているのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 川邊福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 生活保護法は日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、活動の制約を受けない永住者、定住者等の在留資格を持つ外国人については、人道上の観点から、行政措置として生活保護法による保護に準じた取扱いをすることとされております。

本市における外国人の生活保護受給状況ですが、12月1日現在、被保護世帯数9千404世帯のうち、世帯主が外国籍の世帯は23世帯で、その割合は0.24%であります。また、被保護人員数1万1千74人のうち、外国籍の人数は31人で、その割合は0.28%でございます。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 数字を見る限り、それほど受給されていないという事実が分かりました。

それでは、これもＳＮＳ等で目にするのですが、外国人が生活保護を受給する条件で日本人よりも優遇されているということが言われておりますが、実態はどのようになっているのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 今年7月に、厚生労働大臣が、記者会見において、外国人が優遇されているというインターネット上の意見を否定したという報道がされておりました。

生活保護を受給するための経済的要件などにおいて、日本人と外国人では違いはございません。また、全ての日本国民は保護を受ける権利がありますが、外国人は、先ほど答弁いたしましたように、権利としては認められておらず、行政措置とされる対象についても永住・定住資格等を持つ者に限定をされておりすることから、優遇されているとは考えてございません。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 それでは、なぜこのようなうわさが広まるのか、理由として考えられることはございますでしょうか。

○副議長（品田ときえ） 福祉保険部長。

○福祉保険部長（川邊 仁） 厚生労働省では、毎月、生活保護の被保護者調査の結果を公表しておりますが、そこでは、各都道府県、指定都市、中核市について、世帯主が日本国籍を有しない被保護世帯数及び被保護人員数が掲載をされております。それを見ますと、本市は外国人の割合が0.2%程度ですが、東海地方や近畿地方では外国人の割合が被保護人員の5%以上となっている地域もございます。

保護率がそれほど高くない地域で、外国人の受給者の占める割合が比較的高く、かつ、近年増加傾向にあるということになれば、このことに厳しい目を向ける方がいることも予想され、そうした状況が、優遇されているのではないかという事実に基づかぬうわさが広まる原因の一つではないかと考えております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 ありがとうございました。

旭川市においては、そういったことで、数も少ないです、ないということで判断いたしました。

もう時間もないのですが、次に、宗教に関わる課題と言ったんですが、今回は埋葬に関してお聞きしたいと思います。

土葬を希望する場合にどのような手続が必要になるのか、お聞かせください。

○副議長（品田ときえ） 樽井市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 墓地、埋葬等に関する法律において、火葬と同様、埋葬、いわゆる土葬を行おうとする者にあっても、市町村長の許可を受けなければならないとされており、死亡の届出と合わせて埋葬許可申請書を提出することとなります。

申請のあった市町村においては、死亡の届出を受理し、申請書の記載内容に不備がないかを確認して埋葬許可書を発行する流れとなります。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 申請方法は分かりましたけど、例えば、市営墓地を使用したいという希望があつ

たとき、それについては規制があるのか、また、近年、それを希望された方がいるのか、実績をお示しください。

○副議長（品田ときえ） 市民生活部長。

○市民生活部長（樽井里美） 市営墓地においては、土葬することに対して個別具体的な制限は設けていないところでございますが、使用申請があった場合においては、公益上または管理上の観点からその可否を判断していくことになるものと考えております。

なお、実績としましては、直近10年間、土葬の事例は確認されておりません。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 私の最後の質問になりますが、墓地の経営には市長の許可を受けなければならぬとお聞きしておりますが、土葬を受け入れる墓地の許可を認められるのか、お示しください。

○副議長（品田ときえ） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 墓地、埋葬等に関する法律においては、土葬を禁止していないことから、本市においても、現状として墓地の経営を許可する際に土葬自体を禁止する規定はございません。

しかし、墓地の経営許可につきましては、行政の広範な裁量権に委ねられており、利用者保護の観点から、永続性、非営利性が担保されなければならないことのほか、必要性も重要な要件になることから、市内や周辺の既存墓地の供給状況及び利用状況から、特段新たな墓地の必要性が生じていなければ基本的に許可とならないものと考えております。

○副議長（品田ときえ） 上野議員。

○上野和幸議員 私は、様々な誤報、誤った情報じゃなくて、情報を確かめて、やっぱり異文化と共に生きていく共生の社会を目指していくべきだと最後に申し上げて、私の質問を終わります。

○副議長（品田ときえ） 以上で、上野議員の質問を終了いたします。

（上野議員、議員席に着席）

○副議長（品田ときえ） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

---

再開 午後3時10分

○議長（福居秀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

沼崎議員。

（沼崎議員、質疑質問席に着席）

○沼崎雅之議員 自民党・市民会議の沼崎雅之でございます。

今定例会最後の一般質問ということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回、防災についても取り上げますが、まず、冒頭、一昨日の深夜に青森県沖で起きた地震で多くの方が被災され、後発地震への不安もある中、現在も過ごしていらっしゃることに、改めてお見舞いを申し上げます。

それでは、まず初めに、夜間、休日の急病当番医の体制についてお伺いいたします。

当番医は、入院や手術の必要がない比較的軽症な患者に対する救急医療を担うという非常に重要

な役割を果たしています。市内の開業医が平日 18 時から 21 時と休日の診療を担っています。

しかしながら、新規開業の減少と既存の開業医の高齢化によって、協力医療機関件数が年々減少し、1 医療機関当たりの当番回数増加など負担が大きくなっています。そのため、旭川市医師会から市長宛ての要望で、令和 5 年 9 月には内科について、令和 6 年 10 月には外科について、診療センターの設置を求める要望が出ており、対応について市と医療関係者との間で検討会議が複数回開催されていると承知しております。

まずは、現在の検討状況についてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 山口健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 市のこれまでの検討状況についてであります、昨年、道内の人口が 10 万人以上である 8 市を対象とした 1 次救急医療体制に関する調査や、救急告示病院に対するセンター設置の意向調査及び個別ヒアリングなどを実施したほか、令和 6 年 12 月、令和 7 年 4 月の計 2 回にわたり、外科の 1 次診療を担う開業医や 2 次救急診療を受け入れている基幹病院等を参集して意見交換会を開催し、在宅当番医制の課題や新たな体制案等について議論を行ったところであります。

また、公立病院であり、現在、小児科準夜帯センター及び夜間急病センターの開設を委託している市立旭川病院に対し、将来にわたって市民が安心して医療を受けられるよう、安定的かつ持続可能な医療体制とするため、内科、外科の準夜帯センター開設について検討を依頼したところであります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 意見交換会を 2 度行い、また、市立旭川病院に検討を依頼したということでした。

それでは、市立旭川病院にお伺いいたします。

ただいまの答弁にもあったとおり、小児科については既に市立旭川病院においてセンター化が実現しています。内科、外科についても同様にセンター化を求める声もありますが、ただ、その実現についてはなかなか簡単ではないというふうにも伺っております。

背景にどのような課題があるのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 木村病院事務局長。

○市立旭川病院事務局長（木村直樹） 内科や外科の 1 次救急の準夜帯におけるセンター化につきましては、当院での実施について健康保健部から検討依頼がありましたが、様々な課題があり、実施することは困難である旨、回答しております。

最も大きな課題は人材確保の問題であり、当院で既に実施している小児科準夜帯の 1 次救急や夜間急病センターでは、看護師の確保が難しく、欠員が生じたり、繁忙期などで人手が不足した場合には当院の他部署の看護師が対応するなど、大変苦慮しております。

また、医師につきましては、現在、小児科準夜帯の 1 次救急の当番に当院の小児科医師も組み込まれておりますが、昨年 4 月からの医師の働き方改革に伴いまして、労働時間短縮の取組が求められている中で、当院の内科及び外科医師を小児科のように当番に組み込むことは難しいものと考えております。

さらには、センター化に伴っては新たに事務職員も必要となるなど、様々な職種で職員確保が必要となります。小児科のセンター化開始当時とは社会情勢が変化した現状では、安定的な人材確

保は困難と考えております。

そのほか、救急搬送患者と交差する患者の動線や診察場所の確保、診察に必要な設備の整備など、センター化を実施するには多くの課題に対応する必要がありますが、当院の経営状況が非常に厳しく、現在、様々な収支改善策に最優先で取り組んでいるさなかにおいては、センター化に取り組む余力はないものと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 看護師、医師、事務職員などの人材確保が最大の課題で、そのほか、設備の整備などにも課題があつて困難である旨、健康保健部に回答しているということでした。

人材確保や施設整備には多大な費用が必要となるところ、市立旭川病院の経営環境が厳しいことと、改善に向けて様々な経営努力をしているということも承知しておりますが、自治体立病院の経営が厳しいというのは全国的な課題であつて、本市に限つたことではなく、本市単独の努力では厳しいこともあります。

ただ、その一方で、民間医療機関が担えない役割を担うというのも自治体病院の使命であることも事実であつて、このセンター化も一つではないかと思います。

公立・公的病院への支援については、日本病院会や全国自治体病院協議会などによる国への要望活動が繰り返し実施されており、また、北海道市長会においても、本年8月、国に対して公立病院の経営安定化に関する緊急要請を行つております。そうした御尽力に敬意を表するとともに、国から必要な支援が行われることを期待しておりますが、現状はかなり深刻です。旭川市の開業医の高齢化と1次救急の担い手不足、そして、2次・3次救急への影響を考えると、内科、外科の準夜帯をどうしていくのか、これは先送りできない問題であると思います。

まず、本件について、市の認識をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 健康保健部長。

○健康保健部長（山口 亮） 近年は、医師の高齢化、新規開業医の減少、医師会未加入医の増加などを理由に在宅当番医制度に参加する医療機関が減少していることに加え、今後は、生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保もますます困難となることが予想されることから、在宅当番医制を含む1次救急医療体制の維持が困難となる可能性があります。万が一、1次救急医療体制を維持できなくなった場合、軽症患者が2次あるいは3次医療機関を受診するケースが増える可能性があり、本来、重症患者の診療を行う2次・3次医療機関の負担が増大するといった影響が懸念されます。

そのような状況に陥ることのないよう、医師会や関係医療機関等との協議を進め、将来にわたつて持続可能な1次救急医療体制を構築する必要があると認識しているところでございます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 現状について理解できました。

旭川市は医療が充実したまちと言われていますが、本件はかなりシビアな課題だと思います。今後の議論や国の動きも引き続き注視してまいりたいと思います。

続いて、医療に関わる担い手不足の問題として、学校医について伺います。

学校医は、学校保健安全法により全ての学校に置くことが義務づけられており、学校保健計画及び学校安全計画の立案や学校健診、健康相談や保健指導、健康教育など、重要な役割を担っていま

す。いじめや不登校、子どもたちのメンタルヘルスも重要な課題となる昨今、学校医の役割もより大きくなっています。

一方で、医師の偏在や高齢化、学校医に求められる業務の増加などが原因で、担い手不足が全国的に問題であるとも伺っております。

この点について、本市の現状はいかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 坂本学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校医については、毎年、旭川市医師会から推薦をいただきしており、今年度は、小中学校 75 校で内科 56 人、眼科 18 人、耳鼻科 20 人に委嘱しており、複数の学校を兼務している方もいる現状にあります。

旭川市医師会からは、学校医の主な担い手となる開業医において若手の医師が増えておらず、新たな人材の確保が年々難しくなっていると伺っております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 学校医の確保においても、開業医の高齢化や新規開業数の減少などが大きな課題で、年々人材確保が難しくなっているということでした。こうした状況で、学校医の負担軽減も急務です。

学校健診の項目として、1995年に胸囲が、2003年に色覚検査が必須から外れたほか、ぎょう虫検査、サノテープ、懐かしいですね、2015年限りで廃止されて、同時期に座高測定も必須から削除されているんですが、その一方で、2016年からは運動器障害の早期発見を目的として四肢の状態というものが必須となっております。

また、これも度々申し上げていることですが、脊柱側弯症検査についても、時代の流れで着衣のまま行うケースも増えていて、正確に診断しなければならないこととのジレンマも非常に大きいというふうに聞いております。

札幌市では、着衣のまま脊柱側弯症の検査ができる機器の導入について、医師や学校関係者と話し合う検討会を本年 6 月に設置したと聞いております。旭川市でも検討すべきではないかと思うのですが、そこで、伺います。

学校医の負担軽減についてどのような取組を行っているのか、また、脊柱側弯症検査への機器の導入についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 学校医については、学校保健安全法に基づき、健康診断や感染症及び食中毒の予防処置をはじめ、学校保健計画の立案への参画など、児童生徒の健康管理に必要な職務を担っています。近年は、児童生徒が抱える健康課題が複雑多様化しており、医学的な知見を有する学校医の役割はこれまで以上に高まっていると認識しております。

こうした中、学校医の負担を軽減するため、旭川市医師会による職務内容を分かりやすく解説したガイドブックの作成に加え、今年度から健康診断において医師を補助する看護師等に対する謝礼を引き上げ、帯同しやすい環境を整えたところであり、今後も学校医や医師会の意見を伺いながら可能な取組を検討してまいります。

また、脊柱の検査については、国の基準に基づき医師による視触診を基本に実施しているため、機器を用いることでこれを補完できるかどうか、医師会や学校医、学校の意向を把握しながら、道

内他都市の状況も確認し、検討をしてまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 学校健診での看護師への謝礼引上げなど、医師のサポート体制整備に取り組んでいるということでした。また、機器を用いた脊柱側弯症検査についても、これから検討していただくと表明をいただきました。学校医の負担軽減がより一層進展することを期待しております。

それと関連して、学校現場における産業医業務の在り方についても伺います。

学校保健安全法では、学校医は、教育委員会等から求めがあった場合は教職員の健康管理にも従事することとなっています。一方で、労働安全衛生法では、従業員数50人以上の事業場では産業医を選任することが義務となっていて、ほとんどの学校は従業員数50人未満なので、産業医の配置義務はありませんが、産業医や保健師など医学的知識のある者に健康管理を行わせることが努力義務となっております。

学校保健安全法と労働安全衛生法の2つの法律が適用されるということで、従業員数49人以下の市区町村立学校は教職員の健康管理をどうしているのかということについて、日本医師会総合政策研究機構が2022年に郡市区医師会を対象に実施した調査によると、各学校の学校医が対応している場合が多いという回答が56.5%、把握していないが20.8%、産業医が複数の学校を兼務している場合が多いが13.6%、各学校ごとに産業医を選任している場合が多いは3.9%と、学校医が教職員の健康管理も兼ねているケースが多いようです。

旭川市内で学校医を務める小児科のドクターから聞いた話でも、教職員の健康管理も兼ねることに負担を感じているということでした。また、追加の報酬も非常に低いというふうに聞いております。

そこで、伺います。

旭川市において、学校医が教職員の健康管理も兼務しているケースについて、現状と、その場合の報酬はどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 健康管理医は、教職員の保健管理について総合的な指導助言に当たるため、本市では平成8年度から学校医に委嘱しています。希望に応じて血圧測定や問診を行っており、ストレスチェックで高ストレスと認定された場合は、希望者に対する医師の面接指導を健康管理医とは別に教育委員会が委嘱した医師が行っております。

産業医については、教職員数50人未満の学校で選任義務はないものの、平成31年の中央教育審議会答申では、法令上の義務が課されている学校に準じて取組の実施に努めるべきとされております。

また、健康管理医の報酬については、学校の教職員数や兼務する学校数に応じて変動しますが、健康管理医1人当たり平均で年間4万5千円程度となっております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 1人で複数の学校を兼務しているケースも含めて、年4万5千円くらいが平均ということでした。1か月当たり三千数百円、4千円に満たない額ということになります。

私が高校生の頃、お小遣いは月々3千円だったんですけど、今の高校生がどれぐらいもらっているのかなと思って調べると、金融広報中央委員会が2015年に行った調査によると、平均が5千

114円ということでした。

医師が教職員の健康管理を行う際の報酬は地方交付税交付金に含まれているわけですが、一般財源化されているため、自治体によって異なります。旭川市においては、学校の教職員の健康管理を医師に依頼することが、高校生のお小遣いで払える金額ということですが、自分の医療機関での診療を休んでいろいろやるわけで、また、安いからといって診察、診断、その他の手を抜くことはできませんので、負担も大きいんだろうなというふうに思います。民間企業で普通に産業医として働く場合と比較して、やはり報酬も廉価であると思います。

これは、もう、学校医に教職員の健康管理を依頼するのをやめて、産業医を選任したほうがいいんじゃないかというふうに思います。産業医は、労働者の健康管理に必要な知識を身につけた医師で、産業保健のプロですから、学校医の負担軽減のためだけではなく、教職員の健康管理の一層の充実にもなります。

そこでまず、伺います。

本市においては、学校医に教職員の健康管理を依頼していますが、そもそも学校医が産業医資格を持っているかどうかは把握しているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 健康管理医が産業医の資格を保有しているかどうかについては、把握はしていないところでございます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 産業医資格のない医師が教職員の健康管理にも当たっているケースもあるかもしれないということで、それは、制度上は別に問題ないんですけども、じゃ、それがベストなのかどうかというと、ちょっと分からぬような気がいたします。

先ほどの御答弁の中に、学校医に健康管理医を委嘱して、さらに、ストレスチェックで高ストレスと認定された人への面談指導はまた別に委嘱した医師が行うということでしたが、これは、もう最初から産業医を選任していたほうがいいんじゃないのかなという気もいたします。

文部科学省も、2019年4月の学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）において、産業医選任義務のない教職員49人以下の学校について、各校ごとに産業医を選任するのではなく、教育委員会で産業医資格のある医師を採用して、複数の公立学校の教職員の健康管理を担当させる方法などを推奨しております。

教員の過重労働やメンタルヘルスが重要な社会課題とされる昨今、文部科学省が推奨する方法を採用してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福居秀雄） 学校教育部長。

○学校教育部長（坂本考生） 教職員の健康や福祉の増進を図るため、業務分担の適正化や環境整備に加え、長時間勤務の解消など働き方改革を推進しているものの、全国的には病気休職となってしまう教職員の人数が増加傾向にありますので、先ほども答弁いたしましたが、ストレスチェック制度の医師の面接指導については健康管理医とは別に委嘱し、役割分担を図っているところです。

学校教育は、教職員と児童生徒が人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教職員が心身ともに健康を維持し、教育に携わることが求められます。教員の疲労や心理的負担を軽減するとともに、健康管理を適切に行い、疾病の発症を未然に防ぐことが必要であり、健康管理医については、

今後、旭川市医師会や学校医と意見交換を行い、現状や課題を把握した上で、産業医の在り方と併せて検討をしてまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 検討していくということでございました。

教育現場をめぐる課題については、昨日のえびな安信議員の質問の中でも様々指摘がありましたが、教員が心身ともに健康で子どもたちと向き合っていくことは、子どもたちのためでもあります。予算も伴うことですから、また年度末の予算委員会等で検討状況等をお伺いしたいと思います。

続いて、防災についてお伺いいたします。

まず、防災庁の地方拠点設置について、本年7月に旭川市から国に要望しています。

まずは、改めて、要望の趣旨、狙いについてお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 熊谷総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 防災庁の地方拠点の誘致についてでありますが、本市を含む上川地方の優位性として、大地震の発生率や台風の接近が少ないと、北海道の中心部に位置するといった地域特性に加え、都市機能が充実していること、そして、陸上自衛隊第2師団があり、災害時にも速やかな連携が可能で、安全性の高い防災体制が構築可能であることなどが挙げられ、安全性や即応性の観点から北海道や東日本の防災面に貢献できるものと考え、上川地方総合開発期成会や旭川市の要望において、国等に対し、誘致に係る要望活動を実施しているところでございます。

こうした活動を通じて、国や関係者に本地域の優位性を伝え、機能分散の適地であることを認識してもらい、地方拠点の誘致の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 本市の強みについてもよく分かりました。

続けて、伺います。

国では令和8年度中の防災庁設置に向けて取り組んでおりますが、旭川市の地方拠点誘致活動の進捗や現状はいかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 防災庁については、本年6月に開催された防災立国推進閣僚会議で基本的な方向性が確認され、現在、令和8年度に必要となる予算について内閣官房から概算要求が上がっておりまます。

地方拠点については、今月初めの報道によりますと、国は、防災庁を来年の11月1日に設置する方向で調整しており、再来年以降には南海トラフと日本海溝・千島海溝周辺の各大規模地震の被害が想定される区域内に1か所ずつ地方拠点を設置する方針であるということではありますが、引き続き、北海道などとも連携し、情報収集に努めてまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 報道記事を私も見ましたが、全国2か所のうち1か所は日本海溝・千島海溝周辺の被害が想定される地域ということで、北海道全域と東北地方の太平洋側の県が含まれるというよう聞いております。

太平洋側は、今般の青森県東方沖を震源とする地震がまさにそうであるように、確かに地震が多いわけですが、例えば、1993年には太平洋側で釧路沖地震が起きた半年後に日本海側で北海道

南西沖地震が起きて、奥尻島を中心に大きな被害が出ました。太平洋側にも日本海側にもにらみが大きく北海道のど真ん中、旭川は、防災の拠点としても無限の可能性を感じます。誘致活動の今後に大きく期待しております。

この項目の最後に、もし防災庁地方拠点誘致が実現した場合、国全体のメリットというのは先ほどおっしゃっていただいたことだと思うんですけど、旭川市自体にはどのようなメリットがあるのか、市の御見解をお聞かせください。

○議長（福居秀雄） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊谷好規） 防災庁の地方拠点については、どのような組織や施設となるかなど詳細は明らかになっておりませんが、立地が実現した際には、地方拠点を核に本市と第2師団をはじめとする関係機関との緊密な連携体制が強化されることにより、防災面での優位性が向上するものと考えております。加えて、地域防災の核となる地方拠点の設置により、市民の防災意識が高まることや、本地域への立地を検討する企業にとっては立地決定への後押しとなることなど、様々な効果が期待できると考えております。今後も積極的な誘致活動を展開してまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 国の拠点が旭川にできることを期待して、積極的な誘致活動ということで、大変期待しております。

続けて、翻って、旭川市の防災体制はどうなっているのかというお話を聞いて伺います。

旭川市は災害の少ない安全なまちであることは、先ほどの御答弁にもありました。これは、市のウェブサイトでも旭川市の魅力、強みの一つとして積極的にアピールしているところですが、だからといって絶対に安全というわけではなく、もしもの事態に備えるのが防災です。

そこでまず、伺います。

旭川市においては、どのような災害を想定しているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 内村防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 本市の自然災害リスクにつきましては、平成25年度に実施した防災アセスメント基礎調査の結果において、全国どこでも起こり得るマグニチュード6.9の直下型地震が本市で発生した場合、震度6強の極めて強い揺れが発生すると予測されており、最大で3万7千700人の避難者の発生が想定されているところでございます。また、地震以外では、大雨による河川の洪水のほか、土砂災害や内水氾濫などについても発生するリスクがあるものと認識しております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 直下型地震では、最大で3万7千700人の避難者の発生が想定されるということで、市民の1割以上となる数字に驚きました。

大きな災害が起きたときにいつも思うことは、避難所の環境です。現在も、道内外、多くの自治体で避難所にいらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。一日も早く元の生活に戻れることを祈念するとともに、避難所の環境は大丈夫かと心配しております。

というのも、1995年1月、阪神・淡路大震災が起きたとき、私は小学校6年生でしたが、テレビなんかで体育館の避難所の様子を見ていて、被災しただけではなく、長期にわたって避難生活を強いられているということに大きな衝撃を受けました。その2年前に釧路沖地震と北海道南西沖

地震も起きていたので、北海道でも起き得る、我が身にも起き得るというふうに真剣に考えて、当時、怖かったことを覚えております。

避難生活のストレスや栄養不足、医療を受けられることや薬が手に入らないことによる持病の悪化、不衛生な環境による疾病などによる死亡として災害関連死という概念が生まれたのも阪神・淡路大震災が契機でした。内閣府の統計では、阪神・淡路大震災による死者6千434名のうち、災害関連死は約900名で、さらに多い可能性も指摘されているということです。

その16年後の2011年3月に東日本大震災が起きました。当時、私は東京に住んでいたんですけど、短時間に何度か大きな揺れが起きて、最大震度5強だったようですが、職場の棚とか、いろんなものが倒れて、あと、建物もすごいぼろいところだったので、壁にぴきぴきとひびが入つていって、倒壊するんじゃないかと思って、外に避難して、公共交通機関も全部止まっているので、当時、お茶の水で働いていたんですけど、杉並区の自宅まで4時間ぐらいかけて歩いて帰って、帰った後も、家の中は家具が倒壊していたり、割れた食器等が散乱していたので、片づけたりとかして、ちょっと自分のことで精いっぱいだったので、世の中で何が起きているかっていうのを見る余裕がなかったんですけど、夜になってようやく一段落してテレビをつけると、東北地方が地震と津波で壊滅的な被害を受けていて、さらに、原発事故も起きていたということをそこで初めて知って、戦慄したことを非常によく覚えております。

それから連日、報道は震災関連一色となりましたが、避難所の様子について、小6のときテレビで見た16年前の阪神・淡路大震災と何も変わっていないじゃないかと思いました。硬い床に毛布か薄いマットを敷いた体育館で雑魚寝で、プライバシーもない、トイレも少ない、そんな環境で何週間、何ヶ月も生活する様子から、避難所という空間が社会経済の発展から取り残されているのではないかと思いました。

写真で見ると、1959年の伊勢湾台風の避難所とか、さらに、1923年の関東大震災の避難所も何か似たような感じなんですよね。2016年4月の熊本地震や2024年1月の能登半島地震の避難所を見ても、段ボールベッドやパーテイションが少しあるくらいで、ほとんど変わっていないんじゃないかという印象です。死者数に占める災害関連死の割合も非常に高い状況です。

災害医療の専門家からも、日本の避難所は100年変わっていないという指摘があります。心臓血管外科医で、避難所・避難生活学会常任理事や内閣府防災庁設置準備アドバイザーなども歴任している新潟大学の榛沢和彦特任教授によると、ヨーロッパの避難所では、3日以内に簡易ベッドが準備され、テントで家族ごとに避難生活をするのが一般的ということです。また、食事も、調理してすぐに食べることが安全で温かく、おいしいということで、避難所で作ることが必須となっていて、日本の避難所のように菓子パンやおにぎり、カップ麺ばかりということはあり得ないそうです。ヨーロッパの中でも、特にイタリアは避難所環境整備に力を入れていて、インターネットなんかで調べると写真や動画もいっぱいありますけど、もう日本とは天地の差だなと思います。

人道的な避難生活などに関する国際基準であるスフィア基準については、日本でも2016年に内閣府が避難所運営ガイドラインでスフィア基準を参考にすべきと取り上げて注目されましたが、2024年の能登半島地震でも、体育館雑魚寝など、スフィア基準を満たさない環境が、むしろそちらが当然であるかのように存在していました。政府も対策に乗り出し、2024年12月には自治体向けのガイドラインを改定し、スフィア基準をより具体的に反映させる方針を示しました。

災害対策基本法で避難所の設置運営主体は市町村とされており、お伺いいたします。  
国のガイドラインが改定されましたが、旭川市の避難所環境はそれに沿って整備されているのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 令和6年12月に改定された国の避難所運営のガイドラインでは、避難所における居住スペースは1人当たり3.5平米とし、快適なトイレ環境を確保することや、開設時からプライバシー確保のパーテイションと併せ、簡易ベッドを設置すること、また、キッチンカー等を活用し、食事の質を確保することなどが主な改定内容となっております。

本市におきましては、アレルギー対応や高齢者に配慮した食料品を備蓄しているほか、キッチンカーによる物資の供給に関する協定を締結するなど、国のガイドラインを満たす内容もございますが、一方で、避難所の生活環境については、トイレ環境の向上を図る必要があるほか、居住スペースについてもテント、段ボールベッド、パーテイション等のさらなる追加整備が必要であると認識しております。

避難所の開設にとどまらず、その質の向上に取り組むことは、災害関連死を防止するためにも大変重要なことと認識しておりますことから、避難所における良好な生活環境が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 ガイドラインを満たしている部分もあるけれども、完全に満たすのはまだまだ厳しいということだと受け止めました。

本音を言えば、ヨーロッパのように国策として予算も人員も大幅に強化してほしくて、防災庁設置でそれが進むことを願っておりますが、旭川市としても一生懸命取り組んでいるということですので、さらなる充実に期待しております。

続いて、伺います。

盗難や性犯罪などの防犯対策も避難所の重要な課題ですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 避難所の防犯対策につきましては、本市の避難所開設・運営マニュアルにおいて、女性、子どもなどの安全確保を考慮し、就寝場所や女性専用スペースの巡回警備、女性トイレ付近への照明の設置、性暴力やDV防止等のための注意喚起を行うこととしております。また、特に被害に遭いやすい女性、高齢者、子どもからも意見の聞き取りをするなどしまして、危険箇所を把握し、環境改善に努めるほか、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うなど、安心、安全に配慮した避難所運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 避難所運営に当たる職員の方々がマニュアルにのっとって様々な対策を取ってくださるということで、まずは安心いたしました。

しかし、大規模災害では、本市の市役所職員の方々や御家族も被災者となることは大いにあり得るわけで、そうなれば、もう仕事をしている場合ではないのではないかと思います。

そうした場合の避難所運営はどのようになるのでしょうか。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 避難所運営につきましては、行政のみで行うことが困難なことから、本市職員のほか、町内会、自主防災組織などの関係者が協力しながら運営をし、避難生活が長期にわたる場合には、避難者による避難所運営委員会を設置し、運営することとしております。また、大規模災害時には、本市職員が被災する可能性もあることから、本市の業務継続計画では、災害発生時に本市が担う災害復旧などの優先度の高い業務を非常時優先業務としてあらかじめ選定し、それらの業務実施に必要な人員等の確保のため、通常業務については一時的に休止、縮小し、災害の対応に当たることとしております。

さらに、本市の災害時受援計画においては、大規模災害発生時に人的資源などが不足する場合は、受援計画を適用し、北海道や災害時の相互応援協定等の締結先の自治体などに対しまして応援要請を行うなどの対策を講じているところでございます。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 様々な対策が講じられており、道や協定締結先の自治体からの応援も受けられるということが分かりました。

最後に、乳児用液体ミルクについて、2つ伺います。

液体ミルクは、最近は日本でも一般的になりつつありますが、災害時など、母乳をあげられない、さらに、清潔な水が手に入らないとか、お湯を沸かすことができず、粉ミルクも使えないという場合に乳児の命を守る重要なアイテムです。

2016年の熊本地震の際、フィンランドから緊急輸入されたことで注目されましたが、当時の日本では、食品衛生法に基づく規格基準が定められておらず、製造、販売されていませんでした。そのため、主に女性の国会議員らが中心になって液体ミルクの国内解禁を目指す活動が始まりましたが、中心的人物だった方が、突然、衆議院議員を辞めちゃって東京都知事になったり、あと、事務局をやっていた方が落選しちゃったり、いろいろあって、私が働いていたところで事務局をやることになりました。その後、2019年3月に、無事、国内での製造販売解禁にたどり着けたんですけども、本市の防災備蓄に乳児用液体ミルクが含まれているかどうか、以前確認したところ、入っていないと伺っておりましたが、やはり、その重要性に鑑みて導入するべきではないでしょうか。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 本市の備蓄品のうち、乳児用ミルクについては、これまで粉ミルクの備蓄を進めておりまして、液体ミルクの導入には至っておりません。

液体ミルクは、持ち運びが容易で、水や煮沸消毒を必要とせず、容器内のミルクをそのまま飲むことができるなど、災害時の備蓄品として有効性が高いといった利点がある一方で、粉ミルクと比較すると、価格、保存期限や温度管理が必要となるなどの課題もあるものと考えております。

しかしながら、近年は、断水時における飲料水の確保が困難な場合も想定されるため、子育て世帯のほか、全国の自治体においても備蓄品として液体ミルクの普及が進んでおり、避難所生活の様々なニーズに対応するためにも、粉ミルクに加えて液体ミルクの備蓄も一定量必要と考えておりますことから、今年度の備蓄計画の改定に合わせまして乳児用液体ミルクの導入を検討してまいります。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 前向きな御答弁をありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

最後に、保存期限が迫っている備蓄品は、どのように更新して廃棄ロスを防いでいるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（福居秀雄） 防災安全部長。

○防災安全部長（内村充彦） 備蓄食料は保存期限の1年前に更新することとしておりまして、期限切れとなる前に、本市が行う防災講習会や訓練の中で、防災意識の普及啓発を目的として参加者に提供しているほか、生活支援課からの要請で生活困窮者の相談支援機関であります旭川市自立サポートセンターへ提供しております。

また、乳児用のミルクにつきましては、保存期限が1～2年程度と短いため、大量廃棄しないよう保存期限の半年前に更新をしまして、期限切れとなる前に市立保育所の給食などに活用していただいております。

○議長（福居秀雄） 沼崎議員。

○沼崎雅之議員 いわゆるローリングストックというものを実施しているということでした。

乳児用ミルクは、御存じの方もいらっしゃると思いますが、WHOの母乳代用品のマーケティングに関する国際規準、いわゆるWHOコードにより商業広告ができません。試供品を配ったりもできません。母乳育児を妨げるような広告はしてはいけないという決まりになっておりますので、だから、液体ミルクは便利だよ、使いやすいよとか、お父さんの育児もこれで簡単になるよということは言っちゃいけない決まりになっているんですね。ただ、災害時に液体ミルクを使うことを想定して平時から扱い慣れておくということも大事だと思いますので、そうしたローリングストックを通じて啓発を図っていくということも大変重要なと思います。

ぜひ、液体ミルクの導入、よろしく御検討ください。

今回は、救急医療、学校保健、産業保健、防災をテーマに質問をさせていただきました。

医療が必要になるときも、災害も、突然やってきますが、そこでどう対応するっていうのは出たところ勝負ではなくて、平時からの備えで結果が全然違ってくるのだと思います。今回の御答弁にもあったように、旭川市では様々な取組を既に行っていたり検討しているということでございまして、改めて敬意を表しまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（福居秀雄） 以上で、沼崎議員の質問を終了いたします。

（沼崎議員、議員席に着席）

○議長（福居秀雄） 以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（福居秀雄） 本日の会議は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日、本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

それでは、本日の会議は、これをもって散会いたします。

---

散会 午後3時50分

以上のとおり会議のてんまつを記載し、その  
相違ないことを証するため、ここに署名する。

旭川市議会議長

旭川市議会副議長

署名議員

署名議員